

田村市障害者計画

第4期田村市障害福祉計画

平成27年3月



田 村 市

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障害者施策の抜本的な見直しを図るべく、国は「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布）をはじめ、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」（平成 25 年 4 月施行））へ改正・改称するなど国内法の整備を進めてきました。

「障害者基本法」の改正では、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という「社会モデル」に基づく障害者の概念や「社会的障壁の除去」を必要とする障害のある人に対する「合理的配慮」が規定されました。

このように、障害のある人の視点に立ち、一人ひとりの希望に応じた社会活動への参加が妨げられないよう、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去に加え、雇用・就学の機会から排除されることのないよう、制度や慣行上の障壁の除去などの問題解決が求められています。

また、「障害者総合支援法」では、障害者の生活支援のために障害福祉サービスを提供し、障害のある人が地域の中で自立した生活を送るため、障害者福祉の増進と障害の有無に関わりなく相互の人格と個性を尊重しつつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを定め、利用者負担や障害者の範囲の見直し（発達障害者や難病患者を対象にすることを明確化）をはじめ、相談支援の充実、障害児施設の一元化等の改正が行われました。

「田村市障害者計画・第 4 期田村市障害福祉計画」（以下「本計画」という）は、平成 24 年 3 月に策定した「田村市障害者計画・第 3 期田村市障害福祉計画」を見直し、平成 29 年度を目標年度とする計画です。

これまでの取り組みに加え、国が講ずる制度改正の趣旨を十分に踏まえながら、障害のある人を地域全体で支え、ともに生きる共生社会の指針となるよう、障害者施策の一層の推進を期して策定するものです。

2 計画の根拠と役割

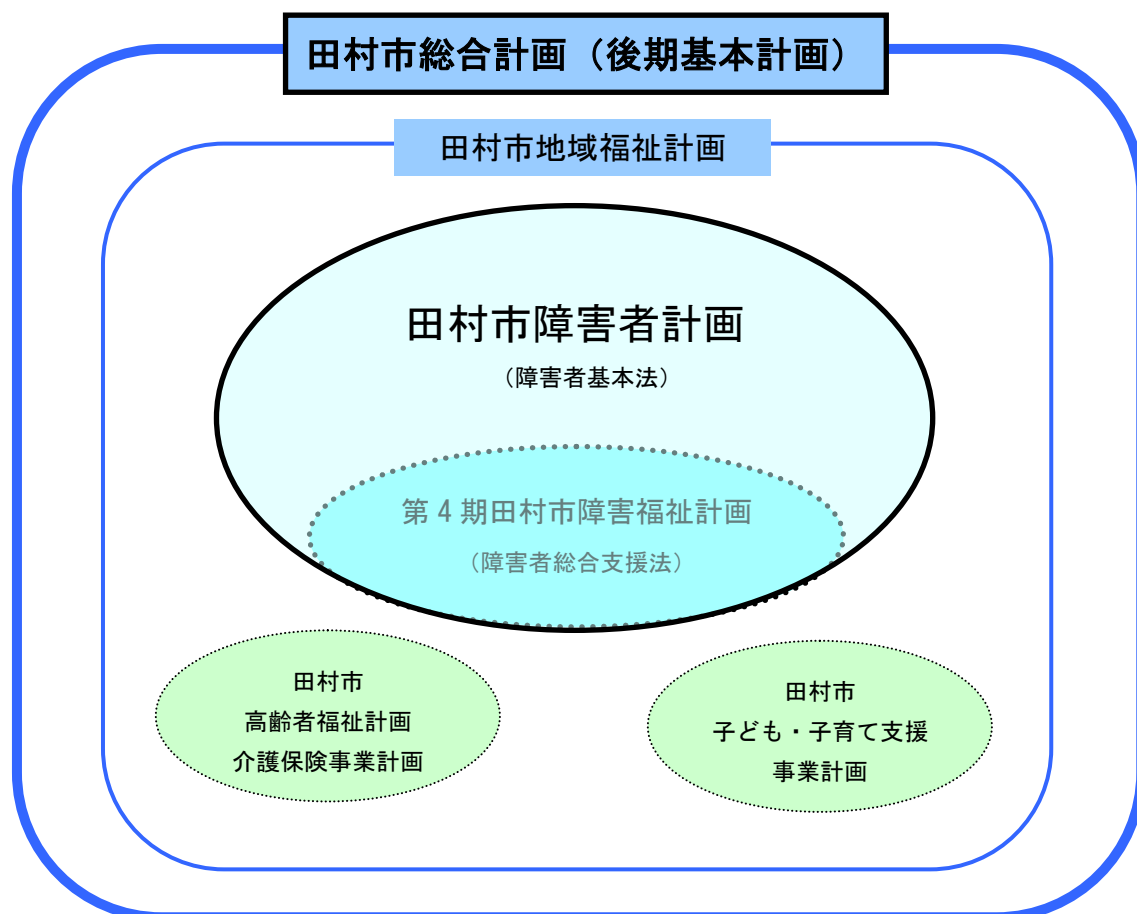
『障害者計画』は「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づき障害のある人のための施策に関する基本的事項を定めるもので、『障害福祉計画』は「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画となるものです。

3 計画の性格

本計画は、田村市の最上位計画である「田村市総合計画（後期基本計画）」のほか、福島県の「ふくしま新生プラン」、「福島県障がい者計画」との調和を保ちながら、「障害者総合支援法」に基づく国の基本指針に即し、前期（第 3 期）計画を改定して策定するものです。

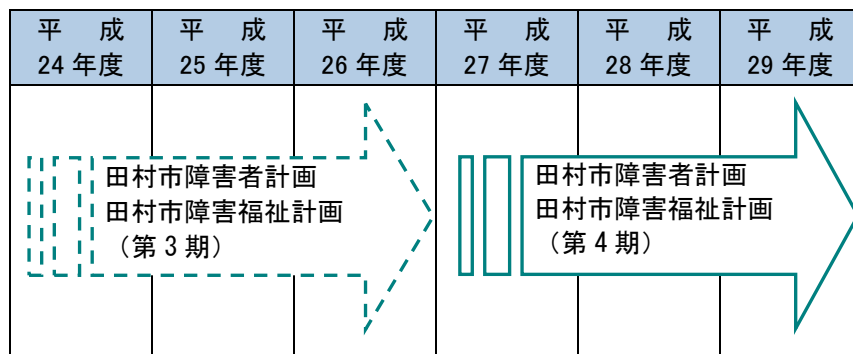
また、福祉分野の上位計画で平成 27 年度に策定予定の「田村市地域福祉計画」の部門計画として、さらには「田村市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「田村市子ども・子育て支援事業計画」などの各関係計画との整合を図るものです。

《田村市障害者計画・障害福祉計画の位置付け》



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。国の施策により計画期間中であっても見直しを図る可能性があります。



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

市内にお住まいの障害のある人を対象に障害者福祉に関するアンケート調査を行い、その結果を計画策定に反映しました。

- 調査実施期間 平成 26 年 9 月
- 調査対象 満 70 歳以下で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院医療）のいずれかの所持者

■回収結果

	配布件数 ①	回収件数 ②	有効回収率 ②/①
身体障害者 知的障害者 精神障害者	1,194 件	653 件	54.7%

(2) 協議会での検討・意見聴取

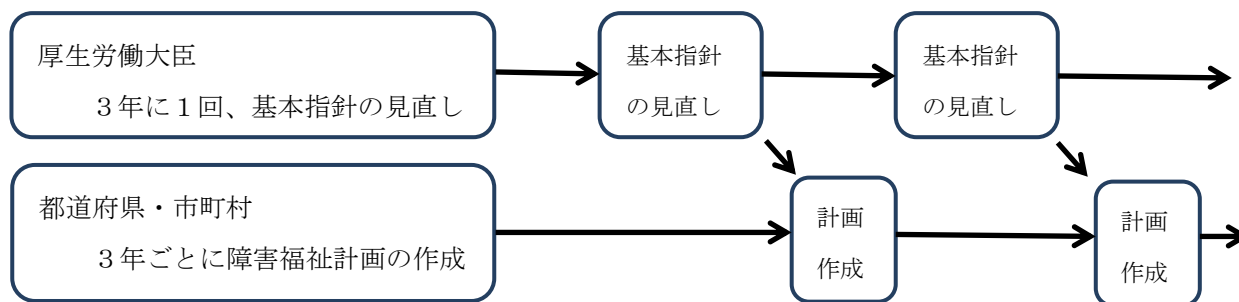
障害者当事者や障害者福祉・地域福祉関係者、学校関係者、学識経験者などで構成する「田村市障害者地域総合支援協議会」において、計画の内容や今後の障害者施策についての協議を行いました。

6 障害福祉計画と国の基本指針

国の基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としています。

これに即して各自治体が障害福祉計画を作成します。今回は第4期計画になります。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ第2期の障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期の障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期の障害福祉計画を作成



■基本指針見直しのポイント

1) 計画の作成プロセス等に関する事項

- ・中間評価の実施

少なくとも1年に1回は実績の把握と分析・評価を行う。

2) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

- ①「施設入所者の地域生活への移行」
- ②「入院中の精神障害者の地域生活への移行」
- ③「障害者の地域生活の支援」
- ④「福祉から一般就労への移行」

3) その他の事項

- ①障害児支援体制の整備
- ②計画相談の充実、研修の充実等

7 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、関係団体、事業者や企業が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障害福祉施策を進める必要があります。

(1) 市の役割

- ・ 障害や障害のある人への理解促進とともに、関係機関との連携のもと計画を着実に推進する体制をつくります。
- ・ 障害福祉の分野のみならず、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、さまざまな分野との一体的な取り組みのために全庁的な調整を図ります。
- ・ 障害のある人が地域において自立した生活を支えるために、相談支援事業所を軸に相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 障害のある人の意見や要望に十分配慮し、障害者団体、サービス提供事業者との協働に努めるために「田村市障害者地域総合支援協議会」並びに同協議会内の各専門部会を機能的に活用します。

(2) 地域社会の役割

- ・ 地域や家庭、学校などで障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。
- ・ 障害のある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進める必要があります。
- ・ 障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが障害や障害のある人に対する理解を深め、ともに生きるまちづくりを行っていくという認識のもと、互いに個性を認め合い、尊重し支えあう必要があります。

(3) 関係団体の役割

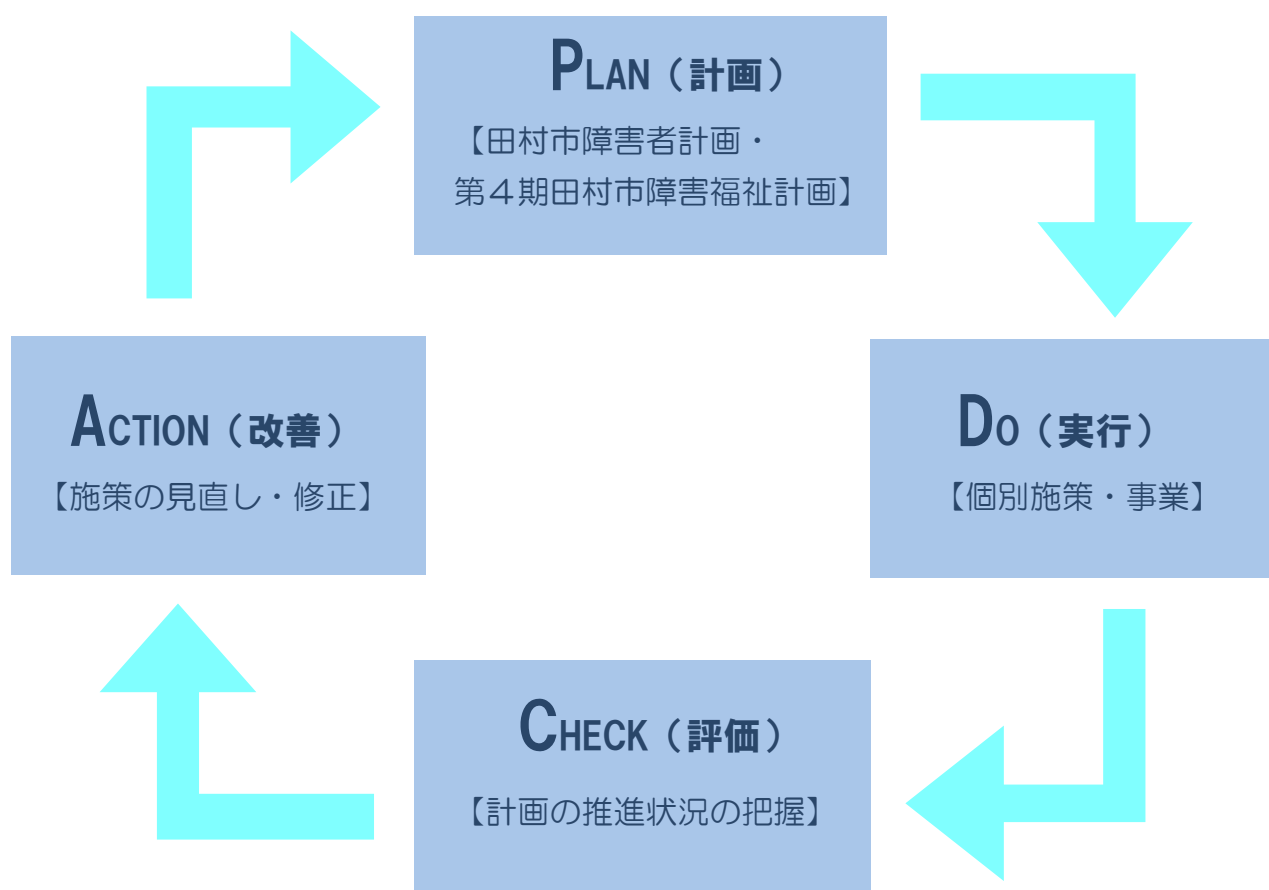
- ・ 障害者団体は、障害のある人の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していく必要があります。
- ・ 事業者は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。
- ・ 企業は、障害のある人の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

8 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに評価と改善を行い、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を毎年行ったうえで進捗状況を公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

計画の進行管理のイメージ（PDCAサイクル）



9 近年の障害者施策に関する法改正等

障害者に関する近年の法改正について、その概要と施行時期について下表に示します。

平成 24 年度には障害者虐待防止法、平成 25 年度は障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、平成 26 年度には改正精神保健福祉法がそれぞれ施行されました。

今後は、改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法が平成 28 年度から施行される予定です。

■法律の施行時期

	第3期計画期間			第4期計画期間（本計画期間）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者虐待防止法（H24.10.1） 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の施策を促進し、障害者（児）の権利利益の擁護						
障害者総合支援法（H25.4.1） 障害者（児）が個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会の実現						
障害者優先調達推進法（H25.4.1） 国・自治体等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進						
改正精神保健福祉法（H26.4.1） 医療保護入院の際の保護義務者の責任を軽減し、同時に病院からの地域移行・退院促進を制度化						
改正障害者雇用促進法（H28.4.1） 障害者の雇用差別の禁止や職場における合理的配慮の提供義務、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加え雇用の促進						
障害者差別解消法（H28.4.1） 障害を理由とする差別の解消推進						

第2章 障害のある人・児童の現状

1 人口の推移

総人口は平成23年度以降減少し続けており、平成26年度には4万人を下回りました。一方で、世帯数は平成26年度で12,510世帯となり、平成23年10月1日からの3年間で100世帯増加していることから、1世帯あたりの人数は減少、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少に対して65歳以上の高齢人口の増加が続いており、少子高齢化が進行しています。

■総人口・世帯数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	41,146人	40,843人	40,204人	39,649人
世帯数	12,410世帯	12,473世帯	12,436世帯	12,510世帯
1世帯あたりの人数	3.32人	3.27人	3.23人	3.17人

(住民基本台帳：各年度10月1日現在)

■年齢三区分の割合

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～14歳	4,960人	4,795人	4,622人	4,461人
総人口に占める割合	12.1%	11.8%	11.5%	11.3%
15～64歳	24,649人	24,483人	23,894人	23,361人
総人口に占める割合	59.9%	59.9%	59.4%	58.9%
65歳以上	11,537人	11,565人	11,688人	11,827人
総人口に占める割合	28.0%	28.3%	29.1%	29.8%

(住民基本台帳：各年度10月1日現在)

2 障害のある人の推移

平成 26 年度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者の総数は 2,361 人で、この 5 年間は横ばい傾向にあります。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳所持者が急激に増加していることに加え、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加を続けています。これは本市のみならず、県全体においても同じ状況であることがうかがえます。

■市内の手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者手帳所持者数	1,903	1,910	1,848	1,839	1,857	1,795
療育手帳所持者数	364	362	365	370	378	379
精神障害者保健福祉手帳所持者数	118	112	122	152	171	187
総 数	2,385	2,384	2,335	2,361	2,406	2,361
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	326	341	418	477	515	536

(各年度 4 月 1 日現在)

■福島県内の手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者手帳所持者数	91,554	92,729	93,224	93,201	94,665	95,287
療育手帳所持者数	14,148	14,636	15,028	15,420	15,778	16,162
精神障害者保健福祉手帳所持者数	6,620	7,005	7,848	8,291	8,879	9,571
総 数	112,322	114,370	116,100	116,912	119,322	121,020
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	17,271	18,717	21,282	21,082	21,441	27,141

(各年度 4 月 1 日現在)

3 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数

この5年間で18歳未満の身体障害者は4人増加したものの、18歳以上65歳未満では、521人から485人に6.9%減少、65歳以上の身体障害者は、1,362人から1,286人に5.6%減少しています。

また、平成26年度の身体障害者全体に占める65歳以上の割合は71.6%にのぼり、年次進行によって障害のある人が高齢になるとともに、高齢者が疾病等によって新たに障害者となるケースが増加していることもあり、年々身体障害者の高齢化が進んでいます。

障害別にみると、最も多いのは肢体不自由の1,023人で全体の57.0%を占めています。次いで内部障害が464人で25.8%となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	20	20	17	19	23	24
18～65歳未満	521	531	534	518	518	485
65歳以上	1,362	1,359	1,297	1,302	1,316	1,286
合 計	1,903	1,910	1,848	1,839	1,857	1,795

(各年度4月1日現在)

■障害別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害	139	141	136	133	132	130
聴覚・平衡機能障害	163	167	165	169	170	163
音声・言語・そしゃく 機能障害	17	19	21	20	19	15
肢体不自由	1,145	1,119	1,070	1,063	1,075	1,023
内部障害	439	464	456	454	461	464
合 計	1,903	1,910	1,848	1,839	1,857	1,795

(各年度4月1日現在)

(2) 障害の種別・等級別身体障害者手帳所持者数

平成 26 年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度障害者である 1 級と 2 級の所持者が合わせて 913 人と全体の 50.9%にのびります。

■障害の等級別身体障害者数

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24.年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	613	634	621	612	620	581
2 級	394	374	358	354	348	332
3 級	253	263	246	245	246	246
4 級	378	380	374	375	387	388
5 級	125	124	113	111	111	104
6 級	140	135	136	142	145	144
合 計	1,903	1,910	1,848	1,839	1,857	1,795

(各年度 4 月 1 日現在)

さらに平成 26 年度の手帳所持者を障害別・等級別にみると、重度障害者である 1 級と 2 級の所持者は肢体不自由と内部障害に多く見受けられます。

■障害の種別・等級別身体障害者数

(人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視覚障害	47	33	10	6	20	14	130
聴覚・平衡機能障害	8	39	20	25	0	71	163
音声・言語・そしゃく 機能障害	0	0	13	2	0	0	15
肢体不自由	220	257	143	260	84	59	1,023
内部障害	306	3	60	95	0	0	464
合 計	581	332	246	388	104	144	1,795

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

4 療育手帳所持者の推移

(1) 年齢別・等級別療育手帳所持者数

全体としてはこの5年間で15人と微増傾向にあります。18歳未満の知的障害者は65～70人の範囲で横ばい、18歳以上はこの5年間で18人増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	68	68	66	69	70	65
18 歳以上	296	294	299	301	308	314
合 計	364	362	365	370	378	379

(各年度4月1日現在)

平成26年度の手帳所持者数を等級別にみるとA(重度)が140人で36.9%、B(中・軽度)が239人で63.1%となっています。この5年間でB(中・軽度)の割合がわずかに増加しています。

■等級別療育手帳所持者数

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A(重度)	139	141	142	143	143	140
B(中・軽度)	225	221	223	227	235	239
合 計	364	362	365	370	378	379

(各年度4月1日現在)

5 精神障害者の推移

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

この5年間で118人から187人へと69人、58.5%増加しています。等級別ではとくに2級及び3級の手帳所持者が増えています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	23	19	20	25	28	27
2 級	77	80	91	101	110	120
3 級	18	13	11	26	33	40
合 計	118	112	122	152	171	187

(各年度4月1日現在)

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

この5年間で210人、64.4%増加しています。

県全体では17,271人から21,972人と4,701人、27.2%増加しています。

■自立支援医療（精神障害者通院医療）受給者数

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
田 村 市	326	341	418	477	515	536
福 島 県	17,271	18,717	21,282	21,082	21,441	21,972

(各年度4月1日現在)

6 障害のある児童の状況

(1) 身体障害者手帳所持者（18歳未満）の推移

平成26年度の所持者数は24人で、この5年間は微増傾向にあります。このうち等級別では1級が15人、2級が5人で83.3%が重度の身体障害です。

■等級別身体障害児の人数

(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	7	9	11	11	15	15
2級	6	5	3	4	3	5
3級	4	3	2	3	3	2
4級	0	1	0	0	0	0
5級・6級	3	2	1	1	2	2
合 計	20	20	17	19	23	24

(各年度4月1日現在)

(2) 知的障害児（18歳未満）の状況

この5年間は65人から70人の範囲と横ばい傾向で推移しています。

平成26年度の知的障害児は65人で、このうち等級別ではA（重度）が16人で24.6%、B（中・軽度）が49人で75.4%となっています。

■等級別知的障害児の推移

(人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A(重度)	25	24	21	20	20	16
B(中・軽度)	43	44	45	49	50	49
合 計	68	68	66	69	70	65

(各年度4月1日現在)

(3) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数

田村市立小・中学校の平成 26 年度における特別支援学級在籍者数は 49 人で、小学校 33 人、中学校 16 人です。

平成 26 年度における福島県立特別支援学校在籍者数は、小学部 10 人、中学部 3 人となっています。

■市立小・中学校特別支援学級在籍者数 (人)

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学校	33	33
	中学校	18	16
	合 計	51	49

(各年度)

■福島県立盲学校在籍者数 (視覚障害) (人)

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	1	1
	高等部	0	0
	合 計	1	1

(各年度)

■福島県立あぶくま養護学校在籍者数 (知的障害) (人)

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学部	2	3
	中学部	2	2
	高等部	12	10
	合 計	16	15

(各年度)

■福島県立西郷養護学校在籍者数 (知的障害) (人)

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学部	0	1
	中学部	0	0
	高等部	1	0
	合 計	1	1

(各年度)

■福島県立郡山養護学校在籍者数（肢体不自由）

（人）

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学部	4	6
	中学部	2	0
	高等部	0	0
	合 計	6	6

（各年度）

■福島県立特別支援学校在籍者数合計

（人）

		平成 25 年度	平成 26 年度
在籍者数	小学部	6	10
	中学部	5	3
	高等部	13	10
	合 計	24	23

（各年度）

(4) 保育所における障害のある入所児童数

市保育所に在籍する障害のある入所児童は、平成26年度は3歳未満児0人、3歳児3人、4歳児以上が3人で、合計6人となっています。

■保育所における障害のある児童数の推移

年 度		3歳未満	3歳	4歳以上	計
平成23年度	在籍児数	153人	109人	66人	328人
	在籍障害児数	4人	0人	1人	5人
	加配保育士数	2人	0人	1人	3人
平成24年度	在籍児数	138人	94人	59人	291人
	在籍障害児数	1人	4人	1人	6人
	加配保育士数	1人	2人	1人	4人
平成25年度	在籍児数	145人	95人	47人	287人
	在籍障害児数	1人	2人	1人	4人
	加配保育士数	1人	1人	0人	2人
平成26年度	在籍児数	138人	102人	51人	291人
	在籍障害児数	0人	3人	3人	6人
	加配保育士数	0人	2人	3人	5人

※加配保育士は、障害のある児童を担当するために通常の保育士に加えて配置された保育士です。(各年度)

(5) 幼稚園における障害のある園児数

市立幼稚園に在籍する障害のある園児は、平成26年度には4歳児が1人、5歳児が3人で、合計4人となっています。

■市立幼稚園における障害のある児童数の推移

年 度		4歳児	5歳児	計
平成23年度	在籍児数	123人	163人	286人
	在籍障害児数	3人	3人	6人
	加配教諭数	1人	2人	3人
平成24年度	在籍児数	142人	127人	269人
	在籍障害児数	1人	4人	5人
	加配教諭数	0人	1人	1人
平成25年度	在籍児数	134人	157人	291人
	在籍障害児数	3人	1人	4人
	加配教諭数	3人	0人	3人
平成26年度	在籍児数	112人	127人	239人
	在籍障害児数	1人	3人	4人
	加配教諭数	1人	3人	4人

※加配教諭は、障害のある児童を担当するために通常の教諭に加えて配置された教諭です。(各年度)

7 障害のある人の雇用の状況

郡山公共職業安定所管内の平成26年度に民間企業における障害のある人の雇用状況は、就労している障害のある人が1,291人、実雇用率が1.78%となっています。

また、民間企業に就労している障害のある人の数は、この5年間で302人増加していますが、従業員規模が少ない企業における実雇用率では全国平均を下回っています。

■民間企業における障害のある人の雇用状況

地域	項目	年度	企業数	算定常用労働者数	障害のある人	実雇用率	雇用率未達成の割合
全国		平成22年度	71,830	20,356,456	342,973	1.68%	53.0%
		平成23年度	75,313	22,260,915	366,199	1.65%	54.7%
		平成24年度	76,308	22,577,527	382,363	1.69%	53.2%
		平成25年度	85,314	23,213,401	408,947	1.76%	57.3%
		平成26年度	86,648	23,650,463	431,225	1.82%	55.3%
福島県		平成22年度	1,054	198,766	3,208	1.61%	54.1%
		平成23年度	1,040	207,327	3,301	1.59%	53.2%
		平成24年度	1,079	210,957	3,458	1.64%	51.6%
		平成25年度	1,213	219,780	3,716	1.69%	53.4%
		平成26年度	1,260	224,391	3,957	1.76%	52.1%
管内		平成22年度	226	60,917	989	1.62%	58.8%
		平成23年度	226	66,376	1,044	1.57%	55.8%
		平成24年度	233	67,111	1,116	1.66%	53.6%
		平成25年度	269	70,730	1,213	1.74%	55.8%
		平成26年度	283	72,463	1,291	1.78%	56.2%

(郡山公共職業安定所より 各年度6月1日現在)

■年度別・規模別障害者実雇用率の推移

規 模		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
56～99	全 国	1.42%	1.36%	1.39%	1.41%	1.46%
	福島県	1.22%	1.17%	1.19%	1.31%	1.38%
	管 内	1.01%	1.05%	1.17%	1.33%	1.22%
100～299	全 国	1.42%	1.40%	1.44%	1.52%	1.58%
	福島県	1.38%	1.44%	1.48%	1.49%	1.57%
	管 内	1.10%	1.20%	1.26%	1.35%	1.46%
300～499	全 国	1.61%	1.57%	1.63%	1.71%	1.76%
	福島県	1.79%	1.89%	1.85%	1.76%	1.96%
	管 内	1.41%	1.43%	1.52%	1.47%	1.40%
500～999	全 国	1.70%	1.65%	1.70%	1.77%	1.83%
	福島県	1.84%	1.57%	1.71%	1.94%	1.90%
	管 内	1.81%	1.40%	1.59%	1.66%	1.95%
1,000以上	全 国	1.90%	1.84%	1.90%	1.98%	2.05%
	福島県	2.04%	1.93%	2.01%	2.10%	2.18%
	管 内	2.10%	1.96%	2.05%	2.17%	2.20%
計	全 国	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%
	福島県	1.61%	1.59%	1.64%	1.69%	1.76%
	管 内	1.62%	1.57%	1.66%	1.74%	1.78%

(郡山公共職業安定所より各年度 6 月 1 日現在)

■障害種別の雇用状況

	平成 23 年度	平成 26 年度
身体障害者	30.8%	28.4%
身体障害者(短時間)	4.6%	6.2%
重度身体障害者	21.4%	17.3%
重度身体障害者(短時間)	5.4%	5.2%
知的障害者	20.4%	19.2%
知的障害者(短時間)	7.7%	10.3%
重度知的障害者	2.3%	1.9%
重度知的障害者(短時間)	0.6%	1.4%
精神障害者	4.5%	5.9%
精神障害者(短時間)	2.5%	4.1%

8 障害福祉サービスの状況

自立支援給付費では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて増加率が 130%以上の大きな増加を示したサービスは、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、計画相談支援です。地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業の在宅療養等支援用具、訪問入浴サービス事業の増加率が目立ちます。

■自立支援給付の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	増加率
居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援		1,628 時間	1,535 時間	94.3%
		39 人	41 人	105.1%
生活介護		2,128 人日	2,283 人日	107.3%
		108 人	115 人	106.5%
自立訓練(機能訓練)		0 人日	19 人日	-
		0 人	1 人	-
自立訓練(生活訓練)		88 人日	135 人日	153.4%
		4 人	3 人	75.0%
就労移行支援		15 日	30 日	200.0%
		1 人	2 人	200.0%
就労継続支援(A 型:雇用型)		71 人日	73 人日	102.8%
		4 人	4 人	100.0%
就労継続支援 (B 型:非雇用型)		1,939 人日	2,200 人日	113.5%
		113 人	126 人	111.5%
療養介護		6 人	6 人	100.0%
障害児通所支援 (児童デイ)	児童発達支援・放課後 等デイサービス	187 人日	277 人日	148.1%
		40 人	55 人	137.5%
短期入所(ショートステイ)		49 人日	26 人日	53.1%
		4 人	5 人	125.0%
共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)		51 人	55 人	107.8%
施設入所支援		81 人	87 人	107.4%
相談支援	計画相談支援	1 人	6 人	600.0%
	地域移行支援	1 人	1 人	100.0%
	地域定着支援	0 人	0 人	-

注) 数値は月間量。

二段に表記してある数値は、上段が延べ利用人数（延べ利用時間）、下段が利用人数

■地域生活支援事業の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	増加率
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	-
基幹相談支援事業	実施箇所数	無	無	-
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	-
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	-
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	-
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0 人	0 人	-
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延利用者数	42 人	32 人	76.2%
手話通訳者設置事業	実設置者数	8 人	8 人	-
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数	3 件	3 件	100.0%
自立生活支援用具	給付等件数	9 件	3 件	33.3%
在宅療養等支援用具	給付等件数	3 件	5 件	166.7%
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	11 件	11 件	100.0%
排泄管理支援用具	実給付者数	77 件	85 件	110.4%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数	0 件	3 件	-
移動支援事業	実利用者数	14 人	14 人	100.0%
	延利用時間数	779 時間	650 時間	83.4%
地域活動支援センター	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	-
	実利用者数	0 人	0 人	-
訪問入浴サービス事業	実利用者数	4 人	6 人	150.0%
更生訓練費給付事業	実利用者数	0 人	0 人	-
日中一時支援事業	実利用者数	8 人	10 人	125.0%
	延利用日数	536 日	454 日	84.7%
スポーツレクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	-
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	1 人	1 人	100.0%

注) 数値は年間量。

9 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の実施

○調査の目的

第4期障害福祉計画策定にあたり、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てるためにアンケート調査を実施しました。

○調査方法

本調査は、満70歳以下の障害のある人を対象に9月上旬に実施しました。調査票の配布等については次表のとおりです。

■調査方法

調査名	福祉に関するアンケート調査
調査対象者	平成26年8月1日現在、満70歳以下で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院医療）のいずれかの所持者
調査件数	1,194件
調査方法	郵送によるアンケート票の発送・回収
調査時期	発送日：9月1日、回収締切日：9月30日
その他	無記名回答

○回収状況

回収率は総数で54.7%です。また重複して障害のある人がいるため、障害の種別ごとの回収数の合計は総数を上回っています。

■回収率

	対象者数	回収数	回収率
総数	1,194	653	54.7%
身体障害者	621	381	61.4%
知的障害者	266	179	67.3%
精神障害者(手帳)	126	97	77.0%
精神障害者(精神通院)	181	158	87.3%

(2) 調査結果の概要

調査結果の整理にあたっては、障害等の種類を次のように区分して集計しました。

- ・身体障害者：身体障害者手帳を所持する人
- ・知的障害者：療育手帳を所持する人
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳を所持する人または自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持する人
- ・難病認定者：難病の認定を受けている人
- ・発達障害者：発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の診断を受けたことがある人

難病認定者と発達障害者については、身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳等を持っているうえ、難病認定もしくは発達障害の診断を受けた人となります。

1) 回答者の年齢

障害の種類別にみると、身体障害者では「60～70歳」が50.1%と半数を占め、難病認定者でも「60～70歳」が38.2%と高い割合となっています。

また、知的障害者と発達障害者では「18～29歳」「30～39歳」がそれぞれ20%台で、若年層が多くなっています。

■回答者の年齢【障害種類別】

	合計	18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～70歳	無回答
総数	653	34	72	76	94	139	226	12
	100.0	5.2	11.0	11.6	14.4	21.3	34.6	1.8
身体障害者	381	13	20	26	38	88	191	5
	100.0	3.4	5.2	6.8	10.0	23.1	50.1	1.3
知的障害者	179	21	42	37	30	33	13	3
	100.0	11.7	23.5	20.7	16.8	18.4	7.3	1.7
精神障害者	196	3	31	35	41	44	40	2
	100.0	1.5	15.8	17.9	20.9	22.4	20.4	1.0
難病認定者	55	3	4	7	6	14	21	-
	100.0	5.5	7.3	12.7	10.9	25.5	38.2	-
発達障害者	97	19	28	24	12	7	6	-
	100.0	19.6	28.9	24.7	12.4	7.2	6.2	-

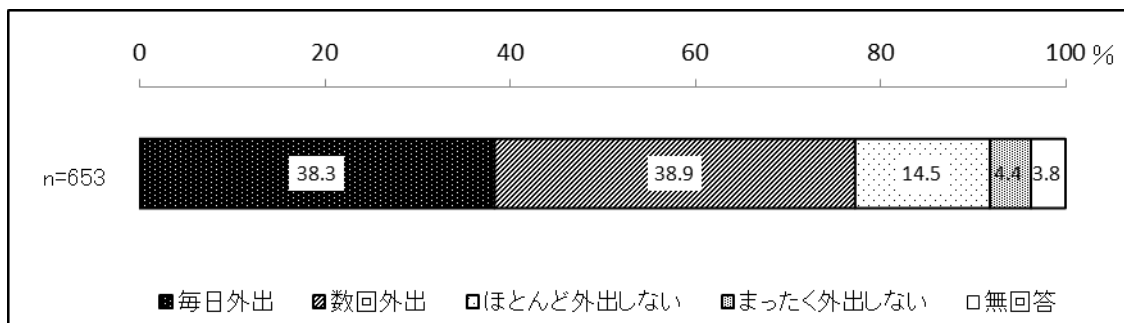
注) 上段は人数、下段は各項目全体に対する割合。網掛けは20%以上の場合。

2) 外出の状況

一週間の外出状況については、「毎日外出」が38.3%、「数回外出」が38.9%でした。

一方で「ほとんど外出しない」もしくは「まったく外出しない」と回答した人が合わせて18.9%にのびります。

■一週間の外出頻度



※「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

外出の際に困ることをみると、全体では「お金がかかる」「公共機関が少ない」「困ったときの対応に不安」がそれぞれ20%を超えています。

障害種類別にみると、「道路などの階段や段差」が身体障害者では22.8%、難病認定者では38.1%と最も高くなっています。

また、知的障害者では、「困ったときの対応に不安」が34.8%、精神障害者では「お金がかかる」が37.9%と最も高くなっています。

■外出する際に困ること【障害種類別】（複数回答）

区分	母数	が公共機関が少ない	乗列り車や降りのバス	段道や路などの階段	や切符の買い方	設備の先建物の	介助者の確保	お金がかかる	に周るの目が気	体変作などの身	対応したときの不安	その他	無回答	
合計	504	116 23.0	59 11.7	82 16.3	48 9.5	66 13.1	35 6.9	122 24.2	74 14.7	65 12.9	114 22.6	27 5.4	154 30.6	
障害種類	身体障害者	290	49 16.9	47 16.2	66 22.8	17 5.9	52 17.9	9 3.1	55 19.0	28 9.7	26 9.0	53 18.3	19 6.6	92 31.7
	知的障害者	138	45 32.6	19 13.8	18 13.0	29 21.0	16 11.6	27 19.6	40 29.0	30 21.7	19 13.8	48 34.8	4 2.9	29 21.0
	精神障害者	153	41 26.8	19 12.4	14 9.2	11 7.2	9 5.9	11 7.2	58 37.9	29 19.0	26 17.0	49 32.0	6 3.9	39 25.5
	難病認定者	42	9 21.4	12 28.6	16 38.1	6 14.3	7 16.7	1 2.4	13 31.0	6 14.3	4 9.5	8 19.0	1 2.4	10 23.8
	発達障害者	75	28 37.3	7 9.3	7 9.3	13 17.3	6 8.0	11 14.7	29 38.7	19 25.3	14 18.7	29 38.7	2 2.7	14 18.7

注) 上段は人数、下段は各項目全体に対する割合。網掛けは30%以上の場合。

3) 就労状況と就労意向

次の表は、現在収入を得る仕事を「している」と、今後の就労意向で「仕事をしたい」の回答をまとめたものです。収入を得る仕事を「している」では、身体障害者は31.5%、精神障害者は25.0%で、知的障害者、難病認定者、発達障害者は10%台です。

今後の就労意向で「仕事をしたい」と就労意向を持つ人は、身体障害者は27.0%、知的障害者は35.8%、精神障害者は37.8%、難病認定者は38.2%、発達障害者は45.4%です。

■就労状況と就労意向

区 分	合計	収入を得る仕事を「している」	今後の就労意向「仕事をしたい」	
合 計	653 100.0	184 28.2	207 31.7	
障 害 種 類	身体障害者	381 100.0	120 31.5	103 27.0
	知的障害者	179 100.0	29 16.2	64 35.8
	精神障害者	196 100.0	49 25.0	74 37.8
	難病認定者	55 100.0	8 14.5	21 38.2
	発達障害者	97 100.0	13 13.4	44 45.4

注) 上段は人数、下段は各項目全体に対する割合。

就労支援として必要なことでは、合計で「職場の障害者理解」が45.2%、「職場の同僚の障害への理解」が44.0%と高くなっています。

このほかには知的障害者と発達障害者では「通勤手段の確保」、精神障害者と難病認定者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」がいずれも40%を上回っています。

■就労支援として必要なこと【障害種類別】(複数回答)

区 分	母数	通勤手段の確保	バトリ業務所における	日短時間勤務の配慮や勤務	在宅勤務の拡充	職場の障害者理解	職場の同僚の障害	職場の理解同僚の障害	職場が受け入れられる援助	職場と支援機関の連携	企業・労二に就労訓練にあつた	職場外での相談対応	その他	無回答
合 計	653	216 33.1	97 14.9	220 33.7	106 16.2	295 45.2	287 44.0	161 24.7	169 25.9	113 17.3	173 26.5	27 4.1	172 26.3	
障 害 種 類	身体障害者	381	107 28.1	74 19.4	111 29.1	71 18.6	149 39.1	150 39.4	84 22.0	81 21.3	60 15.7	82 21.5	22 5.8	113 29.7
	知的障害者	179	77 43.0	16 8.9	56 31.3	22 12.3	91 50.8	80 44.7	58 32.4	56 31.3	33 18.4	54 30.2	6 3.4	42 23.5
	精神障害者	196	67 34.2	19 9.7	81 41.3	26 13.3	98 50.0	85 43.4	46 23.5	53 27.0	28 14.3	60 30.6	5 2.6	44 22.4
	難病認定者	55	19 34.5	12 21.8	25 45.5	16 29.1	25 45.5	26 47.3	13 23.6	14 25.5	10 18.2	18 32.7	3 5.5	12 21.8
	発達障害者	97	41 42.3	11 11.3	35 36.1	15 15.5	56 57.7	48 49.5	34 35.1	36 37.1	23 23.7	39 40.2	-	20 20.6

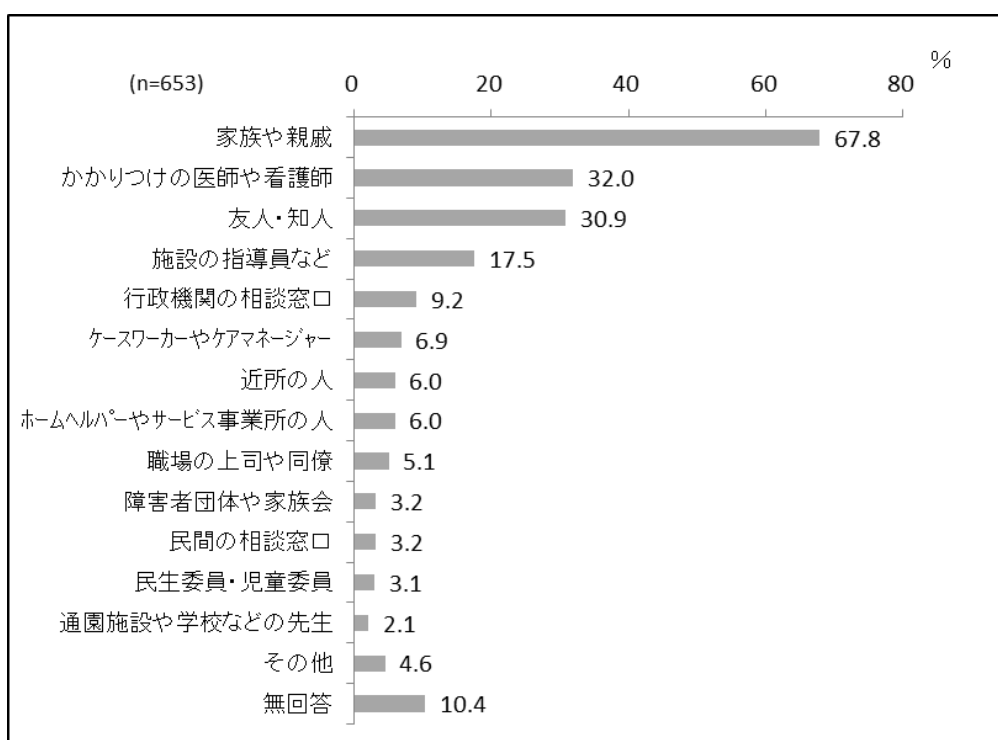
注) 上段は人数、下段は各項目全体に対する割合。網掛けは40%以上の場合。

4) 相談相手について

相談相手は「家族や親せき」が 67.8%、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 32.0%、「友人・知人」が 30.9%となっています。

また、知的障害者、発達障害者では「施設の指導員など」への相談が、それぞれ 41.3%、33.0%と高い傾向があります。

■相談相手（複数回答）



※「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

■相談相手【障害種別】（複数回答）

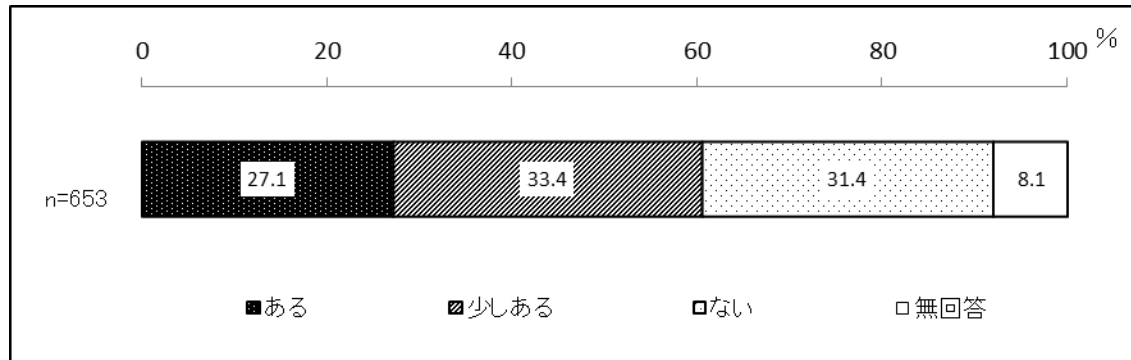
区分	母数	家族や親戚	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーやサービス事業所の人	障害者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	ケースワーカーやケアマネジャー	民生委員・児童委員	通園施設や学校などの先生	民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
合計	653	443 67.8	202 30.9	39 6.0	33 5.1	114 17.5	39 6.0	21 3.2	209 32.0	45 6.9	20 3.1	14 2.1	21 3.2	60 9.2	30 4.6	68 10.4
障害種別	身体障害者	381 70.9	126 33.1	29 7.6	17 4.5	37 9.7	25 6.6	15 3.9	120 31.5	31 8.1	14 3.7	8 2.1	7 1.8	39 10.2	17 4.5	40 10.5
	知的障害者	179 59.2	106 16.2	29 2.2	4 3.9	74 41.3	12 6.7	8 4.5	32 17.9	5 2.8	7 3.9	6 3.4	13 7.3	16 8.9	11 6.1	20 11.2
	精神障害者	196 66.8	131 33.2	65 4.6	9 5.6	11 17.9	16 8.2	8 4.1	92 46.9	17 8.7	8 4.1	4 2.0	11 5.6	18 9.2	7 3.6	15 7.7
	難病認定者	55 78.2	43 27.3	15 7.3	4 1.8	1 7.3	4 3.6	2 7.3	4 41.8	23 5.5	3 1.8	1 1.8	2 3.6	7 12.7	2 3.6	4 7.3
	発達障害者	97 68.0	66 26.8	26 3.1	3 2.1	2 2.1	32 33.0	6 6.2	4 4.1	23 23.7	6 6.2	2 2.1	5 5.2	10 10.3	14 14.4	6 6.2

注) 網掛けは 30%以上

5) 差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをした経験については、27.1%の人が「ある」と回答しています。

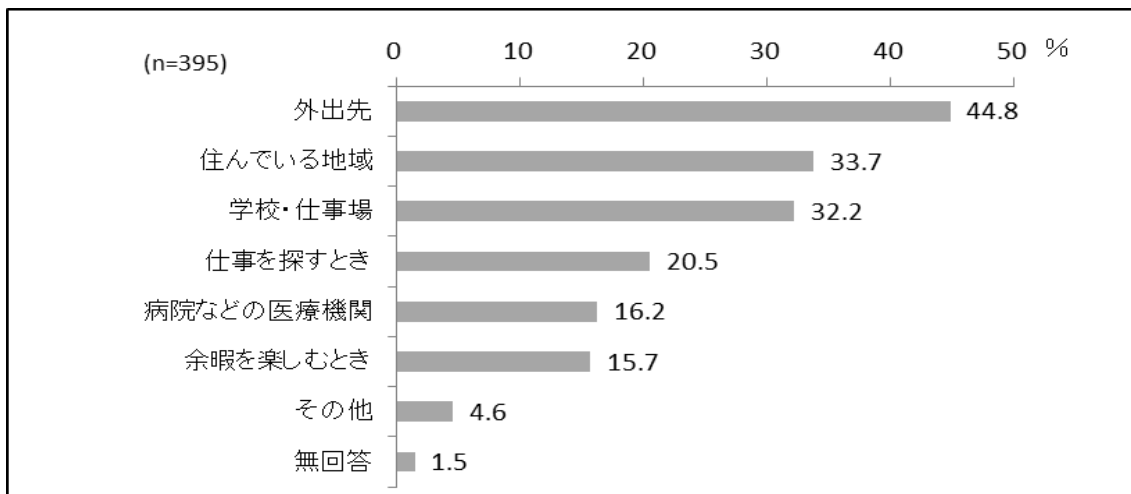
■差別や嫌な思いをした経験



※「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」が最も多く44.8%、次いで「住んでいる地域」が33.7%、「学校・仕事場」が32.2%でした。

■差別や嫌な思いをした場所（複数回答）



※「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

6) 災害時の対応

災害時に一人で避難できるかの問いには、「できる」と回答したのは身体障害者で43.8%、精神障害者42.9%でした。

一方で知的障害者、発達障害者では「できない」と回答した人が半数を超えています。災害時にはパニックに陥りやすいなどの障害特性に配慮した対応等が求められます。

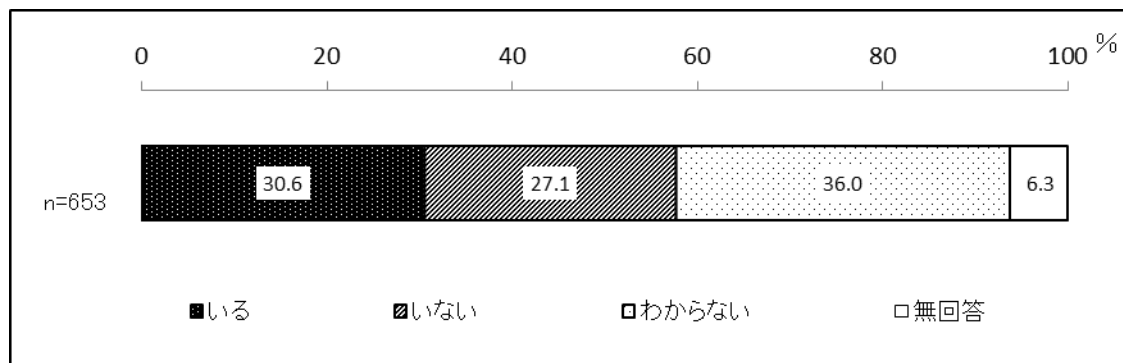
■災害時に一人で避難できる【障害種類別】

区 分		母 数	で き る	い で き な い	な わ い か ら	無 回 答
合 計		653	269 41.2	212 32.5	138 21.1	34 5.2
障 害 種 類	身体障害者	381	167 43.8	119 31.2	77 20.2	18 4.7
	知的障害者	179	35 19.6	98 54.7	35 19.6	11 6.1
	精神障害者	196	84 42.9	52 26.5	49 25.0	11 5.6
	難病認定者	55	20 36.4	18 32.7	15 27.3	2 3.6
	発達障害者	97	19 19.6	58 59.8	18 18.6	2 2.1

注) 網掛けは40%以上

災害時に近所に助けてくれる人の有無の問いに対し、「いる」は30.6%にとどまり、約70%の人は「いない」か「わからない」と回答しています。

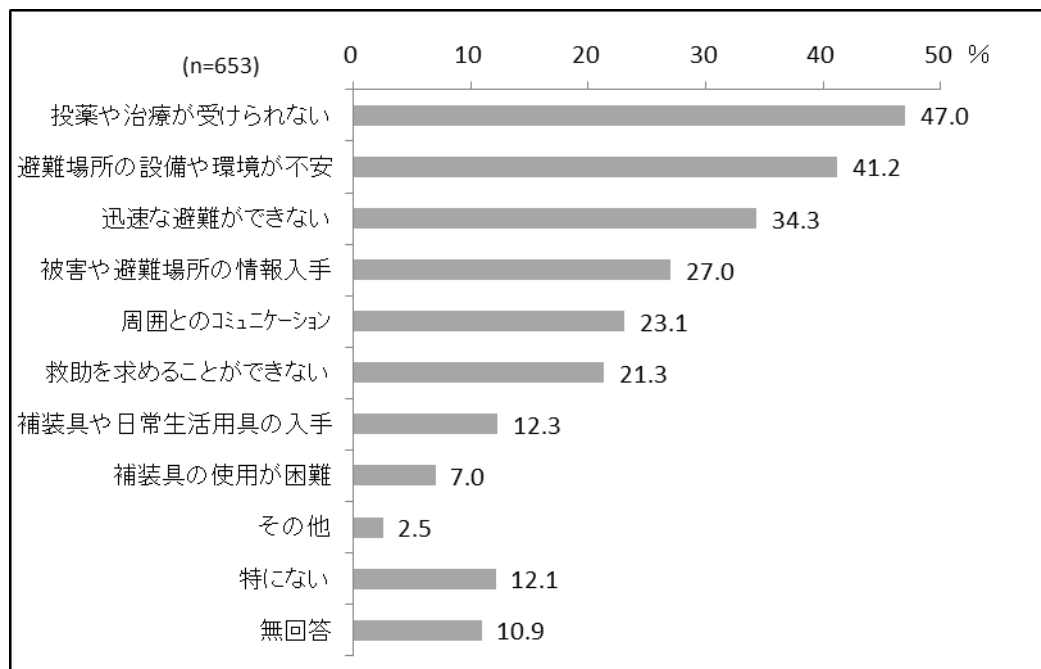
■近所に助けてくれる人がいますか



※ 「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

災害時に困ること（複数回答）では、「投薬や治療が受けられない」（47.0%）、「避難所の設備や環境が不安」（41.2%）、「迅速な避難ができない」（34.3%）など緊急時の対応に不安を抱えていることがうかがえます。

■災害時に困ること（複数回答）



障害種類別にみると、上記の他に知的障害者と発達障害者で「被害や避難場所の情報入手」が40%以上、発達障害者では「救助を求めることができない」「周囲とのコミュニケーション」が40%以上と高く、災害時には様々な対応が求められます。

■災害時に困ること（複数回答）【障害種類別】

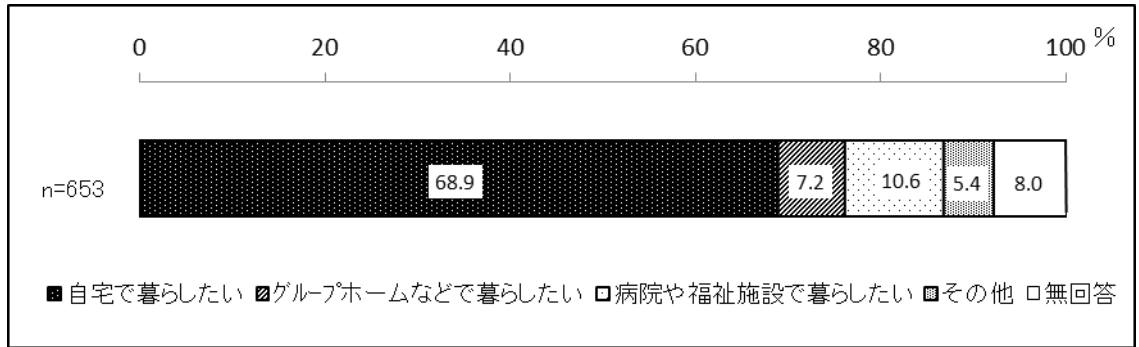
区分	母数	投薬や治療が受けられない	避難補装具の使用が困難	補装具の入手	日常生活用具の入手	救助を求めることができない	迅速な避難ができない	被害や避難場所の情報入手	周囲とのコミュニケーション	避難場所の設備や環境が不安	その他	特になし	無回答
合計	653	307 47.0	46 7.0	80 12.3	139 21.3	224 34.3	176 27.0	151 23.1	269 41.2	16 2.5	79 12.1	71 10.9	
障害種類	身体障害者	381 42.3	39 10.2	56 14.7	64 16.8	132 34.6	81 21.3	51 13.4	156 40.9	6 1.6	59 15.5	45 11.8	
	知的障害者	179 39.7	8 4.5	18 10.1	62 34.6	81 45.3	78 43.6	71 39.7	73 40.8	3 1.7	16 8.9	17 9.5	
	精神障害者	196 58.7	8 4.1	19 9.7	40 20.4	55 28.1	49 25.0	48 24.5	81 41.3	9 4.6	14 7.1	22 11.2	
	難病認定者	55 54.5	6 10.9	7 12.7	10 18.2	27 49.1	12 21.8	10 18.2	21 38.2	2 3.6	5 9.1	5 9.1	
	発達障害者	97 42.3	4 4.1	9 9.3	39 40.2	48 49.5	42 43.3	46 47.4	52 53.6	3 3.1	4 4.1	8 8.2	

注) 網掛けは40%以上

7) 今後の生活について

「自宅で暮らしたい」が 68.9%で、住み慣れた自宅や地域で暮らしたいとの思いが強いといえます。

■今後の生活について



※「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

いずれの障害種別でも「自宅で暮らしたい」が最も多く、特に難病認定者は 80.0%と高くなっています。一方、知的障害者と発達障害者では、「グループホームなどで暮らしたい」と「病院や福祉施設で暮らしたい」を合わせて 30%前後に達しており、施設入所のニーズも決して低いものではないことがうかがえます。

■今後の生活について【障害種別別】

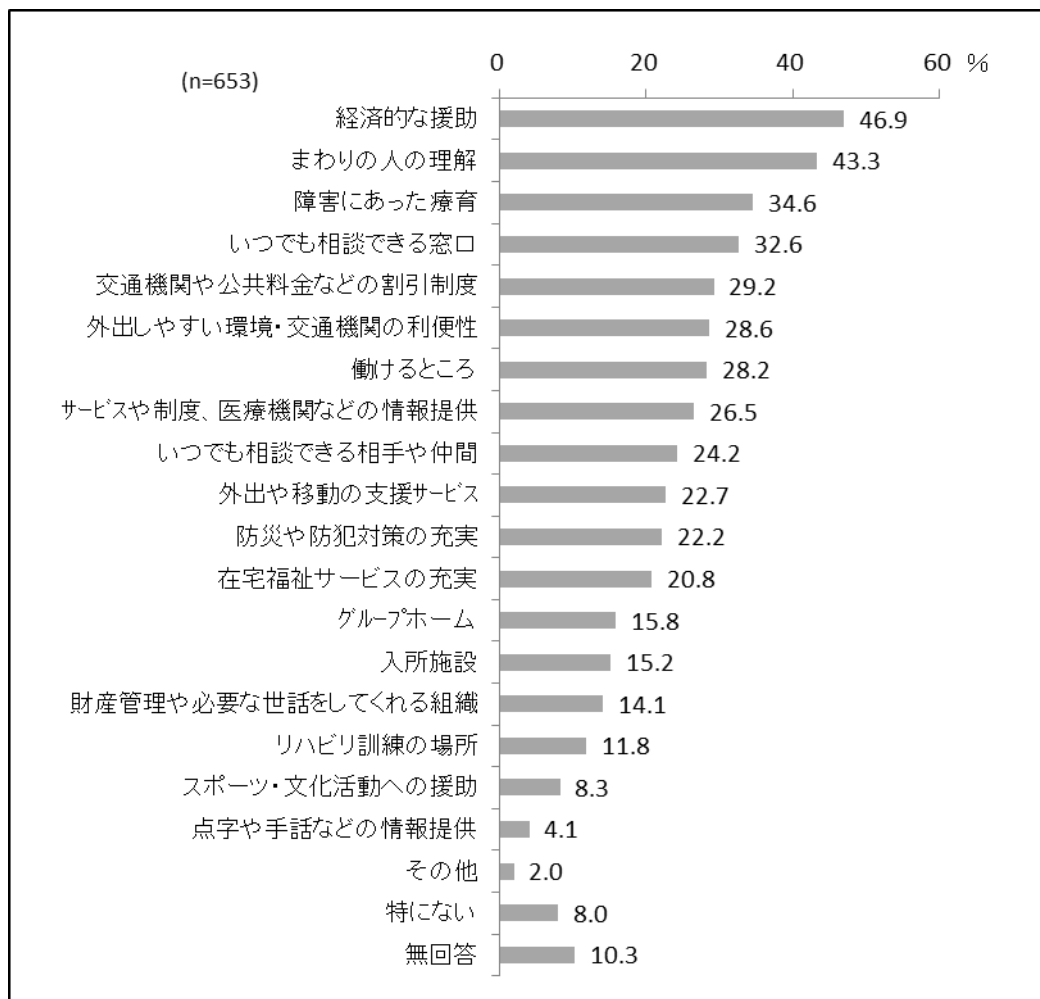
区分	母数	自宅で暮らしたい	どグループホームなど	暮らしたい	病院や福祉施設で暮らしたい	その他	無回答
合計	653	450 68.9	47 7.2	69 10.6	35 5.4	52 8.0	
障害種別	身体障害者	381 283 74.3	13 3.4	40 10.5	12 3.1	33 8.7	
	知的障害者	179 95 53.1	33 18.4	31 17.3	11 6.1	9 5.0	
	精神障害者	196 128 65.3	21 10.7	15 7.7	16 8.2	16 8.2	
	難病認定者	55 44 80.0	2 3.6	4 7.3	2 3.6	3 5.5	
	発達障害者	97 62 63.9	15 15.5	14 14.4	2 2.1	4 4.1	

注) 網掛けは 50%以上

自立した生活を送るために必要な支援としては、「経済的な援助」が 46.9%、「まわりの人の理解」が 43.3%と高くなっています。さらに「障害にあった療育」が 34.6%と「いつでも相談できる窓口」が 32.6%と続きます。

最も回答の多かった「経済的援助」から「在宅福祉サービスの充実」までの 12 項目で 20%以上の回答を得ており、幅広い支援策について高い要望が寄せられているといえます。

■自立した生活を送るために必要な支援（複数回答）



※ 「n=〇〇」は回答総数を示すものです。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は「障害のある人もない人も安心して暮らせる郷づくり」を目指すものです。

国は平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」に批准し、あらゆる障害者の尊厳と権利が保障されるとともに、障害者が地域で暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現が求められています。

さらには障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの法制度整備により障害のある人の権利擁護の考えが高まっていることを踏まえ、誰もがお互いのことを尊重しあうことを示したうえで、地域で安心して生活し、自立することができるまちにしたいと考え、次の 3 点を障害者計画の基本理念として掲げます。

- 1 障害のある人の生活支援体制の充実
- 2 障害のある人の社会参加促進
- 3 障害のある人が生活しやすいまちづくり

2 基本目標

1. 保健・医療体制の充実

- 障害の発生や障害の重度化をできる限り抑制するため、原因となる疾病の早期発見、治療や療育につなげていくことが、障害者に関わる施策の中で最も重要です。
- 障害のある人の自立や健康を支援するため、障害の早期発見・早期治療、リハビリなど保健医療体制の充実に努めるとともに保健・医療・福祉の各分野における連携を強化します。

◆今期計画の重点施策

- ・乳幼児の障害の早期発見・早期療育にむけての保健・医療・福祉の連携強化

乳幼児については、障害を予防、軽減するため早期発見・早期療育が重要です。

引き続き、乳幼児に対する健康診査により早期発見に努めるとともに母子保健相談を含めた療育体制の充実に努めます。

2. 障害のある児童の成育環境の充実

- 障害のある児童一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばし、社会で自立していくという力を養うためには、就学前からの一貫した療育体制や、それぞれの障害や特性にあったきめ細やかな教育が必要であり、「田村市要保護児童対策地域協議会」等との連携を図りながら身近な地域における成育環境が確保されるよう努めます。
- 教育とあわせて心身障害の療育を早期から始めることが大切なため、成長の各段階に応じた適切な治療と指導体制を充実させます。

◆今期計画の重点施策

・県立特別支援学校の開校に向けた支援

現段階では、小・中等部については旧春山小学校に、高等部については船引高校の空き教室を活用して開校される予定で、障害のある児童や保護者にとっては、待望かつ非常に関心の高い事案でもあります。

今後、県との連携をさらに密にし、情報交換に努めながら開校に向けて支援します。

3. 福祉と相談・情報提供体制の充実

- 障害のある人がその障害の種類、程度に関わらず、自らが望む生活を安心して送れるよう、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。
- 自立を支援するためのサービスはもとより、障害のある人が自分にふさわしいサービスを受けられるよう、「田村市障害者地域総合支援協議会」の運営、相談支援や情報提供体制を充実させていきます。

◆今期計画の重点施策

・相談支援業務体制の強化、サービス利用計画の作成

計画相談支援については相談支援事業所ならびに相談支援専門員の不足が大きな課題であり、円滑なサービス等利用計画作成のためにも長期的視点に立った人材確保が必要です。

当面の対応として、緊急雇用創出事業（地域づくり事業）を活用した人材育成、相談支援専門員を補佐する職員配置等によって相談支援体制を整えます。

4. 雇用と就業の充実

○障害のある人が、個人の能力を発揮し働くことにより経済的にも自立しながら社会に貢献できるよう雇用や就業の充実に努めます。

◆今期計画の重点施策

・事業所の雇用促進対策

障害者の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。

企業に対して障害者雇用の事例を紹介するなどの情報提供を行うとともに、障害者が可能な仕事内容の開発など、民間企業と連携した取り組みも検討していきます。

5. 啓発・広報活動の推進

○障害のある人に対する理解はまだ十分とはいえません。

引き続き、障害のある人もない人もすべての人が同じ社会の一員として暮らせるよう啓発・広報活動の推進に取り組みます。

◆今期計画の重点施策

・障害者に関する啓発・広報活動

障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障害者の人権保護を目的とした法整備が進んでいます。

障害者の人格と個性を尊重する地域社会の実現を目指して、ノーマライゼーションの精神などの啓発や広報活動に努めます。

6. スポーツ・文化・芸術活動の推進

○スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じ、生活を楽しみながら、社会参加と交流を図れるよう、誰もが気軽に参加できる活動展開を推進します。

◆今期計画の重点施策

・活動機会等の拡充

健康維持のためのスポーツ教室等への参加促進、既存の各種団体に対し、障害のある人への理解を深めてもらう交流機会をつくります。

7. 生活環境の充実

○障害のある人が地域で生活しながら安心して外出できるよう、道路・建物・公共交通機関などのバリアフリー化を促進します。また、避難行動要支援者に対する避難支援体制を構築し、震災を教訓とした災害時等において障害のある人の安全を確保できるよう、情報収集と避難所の確保などに努めます。

◆今期計画の重点施策

- ・災害対策基本法に基づき、障害者等の災害時避難行動要支援者を把握するための台帳整備と、災害時避難行動要支援者の避難支援体制を構築し、体制強化を図ります。

3 障害者計画の体系

1 保健・医療体制の充実	障害発生 の抑制 障害の早期発見と早期療育の促進 保健・医療の充実 保健・医療・福祉の連携
2 障害のある児童の成育環境の充実	療育・幼児教育の充実 学校教育の充実 社会教育の充実
3 福祉と相談・情報提供体制の充実	相談体制の充実 在宅支援の充実 重度心身障害者への手当等給付事業 福祉施設等の充実 情報提供の充実 コミュニケーション支援
4 雇用と就業の充実	雇用の促進・安定 就労の場、作業の拡大
5 啓発・広報活動の推進	啓発・広報活動の推進 福祉教育の充実 交流機会の拡大 ボランティアの育成・支援
6 スポーツ・文化・芸術活動の推進	施設の充実 活動機会の拡充
7 生活環境の充実	暮らしやすいまちづくりの推進 住宅環境の充実 防災体制の充実

第4章 障害者計画の展開

1 保健・医療体制の充実

【現状と課題】

- 障害のある子どもについて、障害の軽減や基本的な生活習慣を身につけるためには、障害の早期発見・早期支援が重要です。市では、乳幼児に対する健康診査等により早期発見に努めるとともに、発達支援教室などにより保護者に情報提供や相談の機会を提供しています。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくには、必要な医療が受けられるとともに医療に関する相談が気軽にできる体制などを充実することが必要な一方、障害の特性によっては、医療機関の受診自体、もしくは受診の際の意思疎通が困難であるため、適正な治療が受けられない人も見受けられます。

【施策の展開】

- 早期発見・早期治療ができる体制づくりを進め、障害発生を抑制、軽減するため、医療機関における受診や適切な生活支援サービス等の利用へ連携できる相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある人が地域や家庭で安心して自立した生活を送れるよう、圏域における総合的な医療支援のネットワークづくりを推進します。

(1) 障害発生の抑制

- 出生後や高齢者の障害発生を抑制するために、健診等の受診の啓発と医療機関等との連携の強化に努めます。

事業と施策の方向

- 妊産婦健康診査及び保健指導の充実
- 乳幼児の事故防止・啓発及び予防接種の接種率向上
- 生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の充実
- 関係機関との連携強化体制の充実

(2) 障害の早期発見と早期療育の促進

○乳幼児の健診等の徹底・充実を図り、障害の早期発見から相談支援につなげていく体制をつくるとともに発達障害児等への療育体制の強化を図ります。

事業と施策の方向

○障害の早期発見体制の充実

- ・乳幼児の1次スクリーニングの充実と強化
- ・精密検査体制の充実
- ・総合健診の受診啓発と事後指導の充実

○早期療育の推進

- ・健診事後指導體制の充実
- ・障害等に関する保健相談の充実
- ・母子保健相談体制の充実

○心身に障害のある児童への療育体制の強化

- ・乳幼児の育成指導事業の推進（すくすく教室の充実）
- ・心身障害児支援事業の推進
- ・広域的な総合療育体制の充実

○障害のある児童等を持つ保護者支援

○関係機関との連絡調整体制の充実

(3) 保健・医療の充実

○障害のある人やその家族を支援するために、必要なサービスについて家族や関係者との調整などを行います。また、障害のある人が健康で自立した生活を送るため、医療機関と連携を強化し、継続的に必要な医療給付や自立支援医療制度等により経済的負担の軽減を図ります。

事業と施策の方向

○心の健康相談体制の充実

○精神障害者家族支援事業

○心の健康に関する普及啓発事業

○地域支援事業の開催、ボランティアの養成支援

○精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）の推進

○地域医療体制の充実

○関係機関との連携システムの確立

(4) 保健・医療・福祉の連携

- 障害のある児童の早期療育や発達支援に対応できるよう、相談支援事業所を軸とした相談指導体制の充実を進めながら、障害のある人の自立支援のネットワークづくりに努めます。

事業と施策の方向

- 保健・医療・福祉のネットワーク及び連携体制の強化

2 障害のある児童の成育環境の充実

【現状と課題】

- 障害のある子どもが障害の軽減や基本的な生活能力を身につけるために、「発育発達相談」などにより保護者に対し障害に応じた情報提供や相談の機会を提供する必要があります。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対しては、個別の教育支援計画を作成しています。
- アンケート結果では、障害児向けの障害福祉サービスの利用者はまだ少数でした。サービス内容の周知等を強化し利用促進に努める必要があります。

【施策の展開】

- 障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが生まれ育った地域でいきいきと学び、暮らせる環境づくりを推進するため、放課後等デイサービス、児童発達支援などの療育体制を充実させ、一人ひとりの児童の障害に応じた各種福祉サービスや「田村市要保護児童対策地域協議会」との連携など、早期療育に関わる相談指導体制の充実に努めます。
- 障害のある児童が将来において、地域で自立して生活するために、一人ひとりのニーズを把握し、それに応じた保育計画、個別の指導計画に基づいた教育の推進など、就学前から社会教育まで一貫した障害のある児童の教育の環境の充実に努めます。

(1) 療育・幼児教育の充実

- 障害のある児童が保育所等において、安心して発達状態などに応じた療育が受けられる体制の充実に努めます。

事業と施策の方向

- 幼児教育の専門家の育成と体制の充実
- 幼児期の教育・保育機関と専門機関・関係機関とのネットワークの充実
- 心身障害児巡回教育相談体制の強化
- 障害児通所支援の充実
- 田村市要保護児童対策地域協議会との連携強化

(2) 学校教育の充実

- 障害のある児童の能力に応じた成長や障害についての理解を深めるため、児童同士やさまざまな人々との交流を推進するとともに、障害のある児童の教育の充実を図るため、教育委員会、福祉、保健の各部門が連携して特別支援教育体制の充実を図ります。

事業と施策の方向

- 教職員研修の強化
- 誘致した県立特別支援学校の開校に向けての支援
- 統合教育の推進
- 障害児教育専門コーディネーターの養成
- 田村市特別支援教育推進連絡会※（サポネット田村）の充実

※障害のある児童・生徒の教育支援のニーズに沿って地域で支えていくためのふさわしい支援を行うもので、県、医師や専門家が参加します。

(3) 社会教育の充実

- 障害のある児童が成長し、将来安心して社会生活を送られるよう社会教育を充実します。

事業と施策の方向

- 継続的な相談体制の充実
- 多彩な講座・教室の開催促進
- 点字図書・録音図書、大活字本等を備えた県立点字図書館の利用促進

3 福祉と相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービス利用プロセスの見直しが図られ、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用に関する体制の強化が求められています。
- 障害のある人が地域で生活するためには、暮らしやすい住まいが必要です。福祉施設や病院からの地域生活への移行促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する人のために、特に、知的障害や精神障害のある人の暮らしの拠点を確保することが重要になります。
- アンケート結果では、今後の生活について「自宅で暮らしたい」が7割近くを占めており、自宅で暮らしていくための支援が重要といえます。反対に「グループホームで暮らしたい」と「病院や施設で暮らしたい」と回答した人は、合わせても2割弱にとどまっています。

【施策の展開】

- 障害のある人の地域生活を支援するため、地域における福祉サービス体制の充実に努めるとともに、相談支援体制を田村市障害者地域総合支援協議会と連携を図り地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。
- さまざまな福祉に関する情報提供体制の充実に努め、必要とするサービスを必要とする人がすぐに受けられる体制をつくりまします。

(1) 相談体制の充実

- 障害のある人や家族などの不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、障害者相談支援事業などを充実させることにより、地域の中で障害のある人を支えていく仕組みを強化します。

事業と施策の方向

- 相談支援事業体制（相談支援専門員・関係機関）との連携強化
- 田村市障害者地域総合支援協議会・各専門部会による関係機関の連携強化
- 長期的視野に立った相談支援専門員養成、人材育成
- 精神保健福祉相談の実施
- 障害のある人に対する虐待の防止への取り組み
- 障害者虐待防止のための積極的な相談対応
(田村市障害者虐待防止マニュアルに基づく迅速な判断)

(2) 在宅支援の充実

- それぞれの障害支援区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づくグループホームなどの住まいの場の確保を推進します。
- 地域移行支援事業、地域定着支援事業などのサービスを活用しながら、地域で安心して生活するための支援体制を強化します。

事業と施策の方向

○訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

○日中活動系サービス

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援

○障害児通所支援（児童福祉法）

○地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・移動支援
- ・日常生活用具給付等
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴サービス

（具体的事業の内容は第5章参照）

○自立支援医療制度

身体障害者の職業能力を高めたり日常生活を容易にするために、手術等の治療により障害の程度を軽くしたり取り除いたりする医療費を所得等に応じて1か月あたりの支払いの限度額を設け自己負担の軽減を図ります。

- ・更生医療の給付
- ・育成医療の給付
- ・精神通院医療の給付（実施主体は県）

○補装具費の支給

- ・身体上の障害を補う装具の購入及び修理費用の支給

（3）重度心身障害者への手当等給付事業

○障害のある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するために重度心身障害者へ特別障害者手当等の給付、医療費の自己負担分の助成、人工透析通院費等給付など各種手当や助成を行うなど、日常生活における経済的負担の軽減に努めます。

事業と施策の方向

- 特別障害者手当給付事業
- 障害児福祉手当給付事業
- 在宅重度心身障害者福祉手当給付事業
- ねたきり重度障害者介護人手当給付事業
- 重度心身障害者医療費の給付事業
- 人工透析通院交通費助成事業
- 治療材料、衛生器材の給付事業

（4）福祉施設等の充実

○地域において、障害のある人が自立した生活ができるよう、自立訓練を提供する施設の充実に努めるとともに、地域に密着した共同生活のための施設の充実に努めます。

事業と施策の方向

- 居住系サービス（具体的事業の内容は第5章参照）
 - ・共同生活援助（グループホーム）
 - ・施設入所支援

(5) 情報提供の充実

- 障害のある人が利用できる各種福祉サービスや生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネットなどを通じて的確な情報提供を行います。また、視覚障害や聴覚障害などにより情報の入手が困難な方にも分かりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

事業と施策の方向

- 広報紙、ホームページの充実（わかりやすく見やすい行政情報の提供）
- 窓口サービスの充実（障害特性に配慮した対応）
- 福祉関係機関等との情報の共有

(6) コミュニケーション支援

- 障害にあった支援の利用促進を図っていきます。

事業と施策の方向

- 意思疎通支援事業（手話通訳等）の普及促進
- コミュニケーション支援体制の充実

4 雇用と就業の充実

【現状と課題】

- 障害者優先調達推進法が施行され、市町村は福祉施設からの授産品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表することが義務付けられています。
- 改正雇用促進法が公布され（施行は平成 28 年）、各企業・事業所に対して、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置付けられるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとされています。
- アンケート結果では、「現在収入を得る仕事をしている」は 28.2%にとどまっており、「今後仕事をしたい」と回答した人は 31.7%になっています。

【施策の展開】

- 就業意欲のある障害のある人の雇用を促進するため、県や職業安定所など関係機関と連携し、企業へ向けて各種助成制度の周知や法定雇用率の遵守を呼びかけるなど、障害のある人の雇用拡大の働きかけと啓発活動を積極的に推進します。
- 就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うとともに、授産施設や福祉作業所などの働く場の提供を行い、障害のある人の就労機会の拡大に努めていきます。

（1）雇用の促進・安定

- 就労を望む障害のある人のニーズに対応するため、各企業との連携を図りながら障害のある人の雇用の促進・安定に努めます。
- 障害のある人を試行的に雇用し、常時雇用へのきっかけ作りを図る「トライアル雇用制度」の周知・理解を推進します。

事業と施策の方向

- 職業相談・指導・訓練体制の充実
- 多様な業務形態（企業）への雇用要請推進
- 商工会・関係機関との情報ネットワークの充実
- 障害のある人の雇用支援体制の確立

(2) 就労の場、作業の拡大

- 一般企業などへの就労が困難な障害者に対しては、それぞれの障害に応じた就労の場の拡大に努めます。また、障害者就労施設等から供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達推進に努めます。

事業と施策の方向

- 田村市障害者地域総合支援協議会（生活・就労支援部会）を軸とした就労機会の確保と工賃の増加
 - ・就労継続支援B型事業所における商品開発、販路拡大の支援
 - ・事業所間の連携強化、共同受注の仕組みづくり
 - ・企業、学校との積極的な情報交換
- 「田村市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づく調達推進
 - ・障害者の特性に配慮した役務等の確保

5 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- 「障害者基本法」の改正を踏まえ、合理的配慮に関する議論を深めつつ、障害のある人の尊厳が損なわれることのない社会や、障害のある人のコミュニケーション手段が確保される社会を目指すことが求められています。
- アンケート結果では「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」という設問に対して、「ある」と「少しある」の合計が約6割と高くなっています。また外出の際に「周囲の目が気になる」と回答した人は13.5%でした。

【施策の展開】

- 障害のある人に対する認識不足が、相互理解を妨げている大きな要因とみられることから、障害や障害のある人に対する正しい知識と理解を広めるため、講演会やイベント等の開催により障害を理解できる機会の提供をはじめ、子どもたちへの福祉教育の充実、各年代の障害のある人もない人も気軽にふれあえる交流機会の提供のほか、ボランティアの育成などにより相互理解に努めます。

(1) 啓発・広報活動の推進

- 障害や障害のある人に対する誤解や偏見をなくすために、市民みんなが障害について知る機会の提供に努めます。

事業と施策の方向

- 講演会・イベントの積極的導入
- 広報誌・パンフレット内容の充実
- 民間団体との連携による啓発・広報体制の体系化

(2) 福祉教育の充実

- 子どもたちが、障害や障害のある人に対する理解を深めて、ともに生きる地域づくりのための家庭・地域・学校で福祉教育を推進していきます。

事業と施策の方向

- 合同保育の推進
- 学校教育への福祉カリキュラムの導入促進
- 教職員の福祉研修の実施

(3) 交流機会の拡大

- 地域の公共施設等において、ふれあえる場をつくり、障害のある人もない人も相手を理解できる機会を提供します。

事業と施策の方向

- 交流・ふれあいイベントの企画と実施の推進
- 世代間交流事業の推進
- 福祉施設における交流事業の推進
- スポーツ大会などへの障害者参加の推進

(4) ボランティアの育成・支援

- 田村市社会福祉協議会や各種障害者関係団体等と連携し、ボランティアの育成・支援に努めます。

事業と施策の方向

- ボランティア団体活動への支援強化
- ボランティア情報の収集・提供の充実
- 小学生・中学生・高校生のボランティア育成事業

6 スポーツ・文化・芸術活動の推進

【施策の展開】

- 障害のある人が、スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じて心身の健康や生きがいをつくり、社会参加と交流を図って生活の質を高めるとともに、誰でも気軽に参加できるような活動を推進します。
- アンケート結果では、自立した生活を送るために必要な支援として「スポーツ・リクリエーション・文化活動に関する援助」をあげた人は少数でしたが、パラリンピックに象徴されるような活動的な人材も増えてくることが期待されます。

(1) 施設の充実

- すべての人が、スポーツや文化・芸術に親しむ環境をつくるための各公共施設の充実に努めるとともに民間施設の利用や各種障害者スポーツ教室などを通して、地域活動の充実を図ります。

事業と施策の方向

- 体育施設の充実
- 文化施設の充実
- 民間施設の利用促進
- 障害者スポーツ教室の開催

(2) 活動機会の拡充

- 健康維持のために気軽に取り組めるスポーツ等の普及を図るとともに、障害のある人の参加しやすい地域活動を推進します。
- 新たに活動を始める障害のある人のために、利用できる施設や時間などの情報提供や各種活動を行っている団体等との交流事業を図るなど、活動機会の拡充に努めます。

事業と施策の方向

- イベント等企画内容の充実及び参画
- クラブ活動の促進・助成

7 生活環境の充実

【現状と課題】

- 道路や建物の段差をなくすことにより、障害者のみならず、すべての人が暮らしやすい生活が送れるよう、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリー化など自立した生活が送れる環境づくりを引き続き推進します。
- アンケート結果では、外出の際に困ることとして「公共交通機関が少ない（通っていない）」「道路や駅に階段や段差が多い」という意見が多くなっています。
- 災害などの緊急時における避難が困難な障害のある人の安全を確保できるよう、日常からの防災知識の普及促進や災害時の情報提供の充実、田村市災害時避難行動支援者連絡協議会など、緊急時の障害のある人への支援体制を強化します。
- アンケート結果では、約 30%の方が災害時の避難について「ひとりではできない」と回答しています。また、災害時に困ることとして「投薬や治療が受けられない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」を 40%以上の方があげており、こうした不安に対応していくことが必要です。

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進

- 福島県の「人にやさしいまちづくり条例」や「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、公共施設、交通機関におけるバリアフリー化の一層の推進を図るとともに、「障害のある人が暮らしやすいまちづくりは、みんなが暮らしやすいまちづくりである」という、ユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。

事業と施策の方向

- 「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の推進
- 人にやさしいまちづくり整備の民間への指導・要請の推進
- バリアフリー新法適合建築の奨励促進
- 公共交通施設の充実
- 現行福祉制度の運用面での改善検討

(2) 住宅環境の充実

- 障害のある人が住みやすい住宅環境を充実するため、個人住宅の改修にかかる費用の一部助成を行います。

事業と施策の方向

- 住宅改造等助成制度の充実
- 福祉住宅供給の総合的調査研究の促進

(3) 防災体制の充実

- 一人暮らしや緊急時に避難が困難な障害者を把握し、地域住民や行政区長、民生委員、ボランティア団体等と連携して、東日本大震災を教訓とした、災害発生時の緊急対応が出来るようセーフティネットづくりを支援していきます。

事業と施策の方向

- 総合的な自主防災組織の育成
- 緊急通報システムの充実
- 防災関連機器等設置の普及促進
- 「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく要支援者名簿の整備・更新
- 福祉避難所の周知

第5章 障害福祉計画

1 障害福祉計画の体系

障害者自立支援法を引き継いだ障害者総合支援法に基づき、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、同じ制度のもとで共通の障害福祉サービスを提供します。

障害福祉計画の構成は以下のとおりで、それぞれの障害福祉サービスの充実を目指して、この3年間に提供すべきサービスの目標量を定めます。

1 訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

2 日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・機能訓練
- ・生活訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・療養介護
- ・短期入所

3 居住系サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援

4 相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

5 障害児支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 障害児入所施設（福祉型・医療型）

6 地域生活支援事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター

7 見込量確保のための方策

2 前期計画の進捗状況

ここでは、前期計画で設定した障害福祉サービスの目標値について、実際の数値（実績値）と比較することで検証を行います。

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の目標値と実績値を比較します。

平成 26 年度末における地域生活移行者数の目標値は 27 人でしたが、実績値は 2 人と大幅に下回りました。施設入所者数の削減見込の実績値も 2 人に留まり、地域生活への移行が進んでいない状況です。利用者及び介護家族の高齢化などが主な原因と考えられ、施設入所ニーズがむしろ高まっていることが考えられます

同様に入院中の精神障害者の地域生活への移行についても、実績値は 0 人となっています。

■目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	平成 26 年度末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績／目標 × 100	
（1）施設入所者の地域生活への移行					
施設入所者数	人	80	87	108.8%	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】地域生活移行者数	人	27	2	7.4%	施設入所から GH・CH 等へ移行した者の数
【目標値】削減見込	人	9	2	22.2%	平成 17 年の施設入所者数 89 人から差引減少見込み数
（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行					
5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数	人	8	0	0.0%	

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度までに一般就労に移行する者については、目標値は 2 人でしたが実績値は 1 人です。

障害者の一般就労について事業所の理解を深め、障害者にあった職種を見出すことなどが必要です。

■目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	平成 26 年度末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績/目標 × 100	
【目標値】一般就労移行者数	人	2	1	50.0%	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、目標値は 6 人でしたが実績値は 1 人です。

就労継続支援事業については、田村市においては雇用契約による就労が困難な人を対象とする B 型が中心になっており、雇用契約による就労を目的とする A 型の利用者の割合は 3.1%です。

■目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	平成 26 年度末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績/目標 × 100	
(1) 就労支援事業の利用者数					
福祉施設利用者数	人	130	143	110.0%	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	人	6	1	16.7%	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
(2) 就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合					
就労継続支援 (A 型) 事業の利用者	人	6	4	66.7%	
就労継続支援 (B 型) 事業の利用者	人	120	127	105.8%	
就労継続支援 (A+B 型) 事業の利用者	人	126	131	104.0%	平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型+B 型) 事業を利用する者の数
【目標値】就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合	%	4.8	3.1	-	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援 (A 型) 事業を利用する者の割合

(4) 自立支援給付と地域支援事業

自立支援給付費では、自立訓練（生活訓練）の年間利用人数、就労継続支援（B型）の利用者数、障害児通所支援（児童デイサービス）の実績が平成24年度、平成25年度ともに目標値を大きく上回っています。障害児通所支援については、計画策定以降にサービス提供を実施した事業者があり、サービス量が急増して利用者も増加しています。

地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具、訪問入浴サービス事業が増加しており、地域のニーズを踏まえ、実情に応じた事業に取り組む必要があります。

■自立支援給付の実績

※数値は1月の量です。

	平成24年度			平成25年度			
	目標値	実績値	実績/目標 ×100	目標値	実績値	実績/目標 ×100	
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	1,730 時間	1,628 時間	94.1%	1,760 時間	1,535. 時間	87.2%	
	48 人	39 人	81.3%	50 人	41 人	82.0%	
生活介護	2,200 人日	2,128 人日	96.7%	2,400 人日	2,283 人日	95.1%	
	110 人	108 人	98.2%	120 人	115 人	95.8%	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	0 人日	-	0 人日	19 人日	-	
	0 人	0 人日	-	0 人	1 人日	-	
自立訓練(生活訓練)	52 人日	88 人日	169.2%	65 人日	135 人日	207.7%	
	4 人	4 人	100.0%	5 人	3 人	60.0%	
就労移行支援	60 人日	15 日	25.0%	60 人日	30 日	50.0%	
	3 人	1 人	33.3%	3 人	2 人	66.7%	
就労継続支援(A型:雇用型)	80 人日	71 人日	88.8%	100 人日	73 人日	73.0%	
	4 人	4 人	100.0%	5 人	4 人	80.0%	
就労継続支援 (B型:非雇用型)	2,200 人日	1,939 人日	88.1%	2,400 人日	2,200 人日	91.7%	
	110 人	113 人	102.7%	115 人	126 人	109.6%	
療養介護	6 人	6 人	100.0%	6 人	6 人	100.0%	
障害児通所 支援(児童 デイ)	児童発達支援 放課後等デイ サービス	12 人日	187 人日	1558.3%	15 人日	277 人日	1846.7%
		28 人	40 人	142.9%	30 人	55 人	183.3%
短期入所(ショートステイ)	70 人日	49 人日	70.0%	84 人日	26 人日	31.0%	
	10 人	4 人	40.0%	12 人	5 人	41.7%	
共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)	51 人	51 人	100.0%	60 人	55 人	91.7%	
施設入所支援	82 人	81 人	98.8%	81 人	87 人	107.4%	
相談支援	計画相談支援	8 人	1 人	12.5%	25 人	6 人	24.0%
	地域移行支援	2 人	1 人	50.0%	2 人	1 人	50.0%
	地域定着支援	2 人	0 人	0.0%	3 人	0 人	0.0%

■地域生活支援事業の実績

※数値は1月あたり

事業名	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		目標値	実績値	実績／目標 × 100	目標値	実績値	実績／目標 × 100
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	6	1	16.7%	6	1	16.7%
基幹相談支援事業	実施見込箇所数	無	無	—	無	無	—
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	—	有	有	—
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	1	0	0.0%	1	0	0.0%
コミュニケーション支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	40	42	105.0%	45	32	71.1%
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	—	8	—	—	8	—
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	7	3	42.9%	7	3	42.9%
自立生活支援用具	給付等見込件数	10	9	90.0%	10	3	30.0%
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	12	3	25.0%	12	5	41.7%
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	15	11	73.3%	15	11	73.3%
排泄管理支援用具	給付等見込件数	70	77	110.0%	72	85	118.1%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込件数	2	0	0.0%	2	3	150.0%
移動支援事業	実利用見込者数	20	14	70.0%	23	14	60.9%
	延利用見込時間数	800	779	97.4%	920	650	70.7%
地域活動支援センター	実施見込箇所数	0	0	—	0	0	—
	実利用見込者数	0	0	—	0	0	—
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	4	4	100.0%	4	6	150.0%
更生訓練費給付事業	実利用見込者数	1	0	0.0%	0	0	—
日中一時支援事業	実利用見込者数	10	8	80.0%	13	10	76.9%
	延利用見込日数	700	536	76.6%	810	454	56.0%
スポーツレクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用見込者数	2	1	50.0%	2	1	50.0%

3 平成 29 年度の数値目標の設定

障害福祉計画では、必要な福祉サービスの量を見込むにあたって、地域生活移行や就労支援、福祉施設の新しいサービス体系への移行完了により平成 29 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある人について、平成 29 年度までに自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等に移行する人の数値目標を設定します。

■目標値

項目	数値	考え方
平成26年3月31日時点の施設入所者数	87人	平成 25 年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	10人	施設入所から GH 等へ地域移行する者の数
	11.5%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	10人	平成 29 年度末段階での削減見込数
	11.5%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度までに一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

■目標値

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	20人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	-倍	(倍率)
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	2人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	5人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	250.0%	(割合については、平成 25 年度末から平成 29 年度末の利用者増加数を平成 25 年度末の利用者数で除した値)
平成 25 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数	0ヶ所	就労移行支援事業所のうち、平成 25 年度末の就業移行率が 3 割以上の事業所の数
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数 (見込)	1ヶ所	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数の見込み
【目標値】目標年度に就業移行率が 3 割以上になる就労移行支援事業所数	1ヶ所	平成 29 年度末において、就業移行率が 3 割以上となる就労移行支援事業所数
	100.5%	(割合については、平成 29 年度末に就業移行率が 3 割以上となる就労移行支援事業所数を平成 29 年度末の就労移行支援事業所数で除した値)

(3) 目標達成に向けた重点的な取り組み

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行を促進します。
- ・福祉施設入所者の一般就労への移行を促進します。
- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行促進のため、病院等・各相談支援事業者との連携によるサービスを適切に提供できる体制を整備します。
- ・地域生活への移行に伴う相談支援事業を充実します。
- ・地域総合支援協議会、専門部会を中心とした関係機関との連携を強化します。
- ・空き校舎利用等を含めた福祉施設等を確保します。
- ・障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク等と連携した福祉的就労から一般就労への支援を強化します。
- ・地域で安心して暮らせる環境整備、保健・医療機関との連携を図ります。
- ・一人ひとりの個性や感性・能力を發揮できる仕組みづくりと人材育成を行います。

4 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

田村市においては、訪問系サービスの利用人数の伸びは横ばいでも利用時間が徐々に長くなる傾向がみられます。これは障害者及び障害者を介護する家族の高齢化が進んでおり、必要な介護サービスの量が増加しているためと考えられます。

サービス提供を行う事業所の確保やホームヘルパーなどの人材の確保も、今後より重要になります。

なお、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

【方針】

障害のある人すべてに対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障害者一人ひとりの状態やニーズに応じて、自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めています。

■サービスの概要

事業名	事業の内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■利用率、今後の利用希望率（アンケート調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
居宅介護（ホームヘルプ）	3.4%	18.4%
重度訪問介護	1.8%	15.8%
同行援護	1.1%	11.9%
行動援護	1.8%	16.5%
重度障害者等包括支援	1.1%	12.7%

■サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	1,600 時間	1,650 時間	1,700 時間
	行動援護 重度障害者等包括支援	42 人分	44 人分	46 人分

(2) 日中活動系サービス

【現状と課題】

生活介護については、田村市内に3事業所がサービス提供を行っています。近年では在宅介護ニーズが増加しており、サービス供給が追い付いていない状況です。デイサービスについては、自身では移動できない方が多いため送迎付きのサービスが必要で、結果的に近接した事業所の利用に限られて、希望するサービスを受けられないこともあるようです。

自立訓練については、田村市内にサービス提供事業所がなく、利用者は郡山市等の事業所まで通っています。

就労移行支援事業については、障害者の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。田村市内の一般企業は小規模な企業が多く、障害者の受け入れ態勢を整えることができない企業も多いと考えられます。このため継続支援事業についても、正規雇用を前提としたA型よりも非正規雇用を前提としたB型が中心になっています。

短期入所については、市内にサービス事業所がなく、郡山市内の事業所の利用になっており、入所のための移送など介護家族に負担がかかっている状況です。

【方針】

障害のある人のうち、希望する人が日中、地域の中で、日常生活における自立のための就労の訓練や、介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障害のある人の状態やニーズに応じて、身近な所で適切な支援が受けられるよう、日中活動の場の確保に努めていきます。

■サービスの概要

事業名	事業の内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体障害者の身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、知的障害者及び精神障害者の食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A：雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等で、就労機会の提供を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能な者を対象とします。
就労継続支援 (B：非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等や、一定の年齢に達している者などで就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■利用率、今後の利用希望率（アンケート調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
生活介護	8.7%	20.2%
自立訓練（機能・生活訓練）	3.8%	21.0%
就労移行支援	2.9%	18.8%
就労継続支援（A型・B型）	9.0%	21.3%
療養介護	2.0%	14.9%
短期入所	2.0%	18.7%

■サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中活動系	生活介護	2,400 時間	2,500 時間	2,600 時間
		120 人分	125 人分	130 人分
	自立訓練（機能訓練）	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		1 人分	1 人分	1 人分
	自立訓練（生活訓練）	80 人日分	100 人日分	140 人日分
		4 人分	5 人分	6 人分
	就労移行支援	60 人日分	100 人日分	140 人日分
		3 人分	5 人分	7 人分
	就労継続支援（A型）	240 人日分	280 人日分	320 人日分
		20 人分	22 人分	24 人分
	就労継続支援（B型）	2,300 人日分	2,400 人日分	2,400 人日分
		115 人分	120 人分	120 人分
	療養介護	6 人分	6 人分	6 人分
	短期入所	70 人日分	84 人日分	105 人日分
10 人分		12 人分	15 人分	

(3) 居住支援サービス

【現状と課題】

共同生活援助（グループホーム）については、田村市内に2か所整備されています。しかし、ニーズは高いものがあると考えられ、さらに整備が必要です。

施設入所支援については、現在の利用者はすべて田村市外の施設入所者になっています。

【方針】

さまざまな障害者が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めていきます。

■サービスの概要

事業名	事業の内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■利用率、今後の利用希望率（アンケート調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
共同生活援助 (グループホーム)	3.7%	19.4%
施設入所支援	8.3%	19.6%

■サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系	共同生活援助（GH）	55 人分	60 人分	65 人分
	施設入所支援	86 人分	85 人分	84 人分

(4) 相談事業

【現状と課題】

計画相談支援等を担う、市内の相談支援事業所は2事業所です。円滑なサービス利用計画の作成のためにも、相談員育成も含めた長期的視点に立った人材確保が求められます。

【方針】

相談支援専門員を中心に、地域における相談支援や、移動・コミュニケーション支援などの充実に努めるとともに、中立公平性の確保、困難事例への対応、関係者間のネットワーク構築、計画等の策定などの地域における障害福祉の在り方を協議する場である、「田村市障害者地域総合支援協議会」を中核とした地域生活支援を推進していきます。

相談支援専門員の人材確保については、当面の対応として地域づくり事業により相談員を補佐する臨時職員の配置等で支援します。

■サービスの概要

事業名	事業の内容
計画相談支援	サービス等利用支援（サービス等利用計画を作成し利用調整する）と継続サービス利用支援（利用計画が適切かどうか検証し、必要に応じて利用計画や支給決定を変更する）に関する相談の2類型があります。
地域移行支援	入所・入院中の障がいのある人の住居確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援です。
地域定着支援	在宅生活する障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因する緊急事態への対応などの相談支援です。

■利用率、今後の利用希望率（アンケート調査）

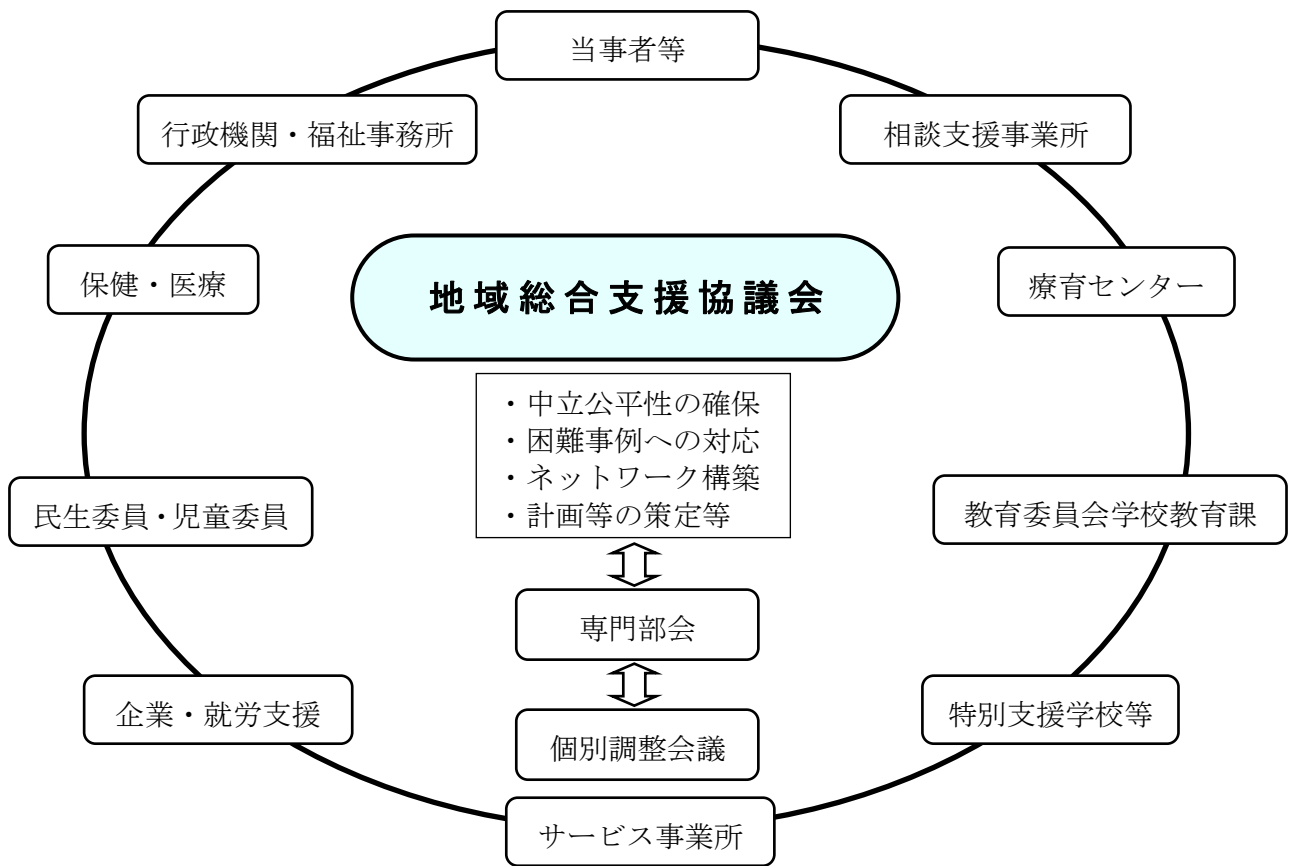
事業名	利用率	今後の利用希望率
相談支援事業	11.6%	39.8%

■サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援	計画相談支援	45 人分	50 人分	55 人分
	地域移行支援	10 人分	10 人分	10 人分
	地域定着支援	10 人分	10 人分	10 人分

田村市障害者地域総合支援協議会の運営



(5) 障害児支援

【現状と課題】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、田村市内にサービス提供事業所が近年増加し、利用者数も増えています。しかし医療型児童発達支援、障害児入所施設は、田村市内にサービス提供事業所がなく利用できない状況です。

【方針】

障害のある児童が、地域で安心して暮らせるために基本的な動作や知識技能を身に付けられるなど、発達状態などに応じた療育が受けられる体制の整備に努めていきます。

■サービスの概要

事業名	事業の内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児支援利用援助（サービス等利用計画を作成し利用調整する）と継続障害児支援利用援助（利用計画が適切か検証し、必要に応じて変更する）の2類型があります。
障害児入所施設（福祉型）	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
障害児入所施設（医療型）	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

■サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児支援	児童発達支援、放課後等 デイサービス、保育所等 訪問支援	300 人日分	300 人日分	300 人日分
		65 人分	65 人分	65 人分
	医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人分	0 人分	0 人分
	障害児相談支援	10 人分	15 人分	15 人分
	障害児入所施設 (福祉型・医療型)	0 人分	0 人分	0 人分

(6) 見込量確保のための方策

- ・事業者の参入促進、必要とされるサービス量の確保のため、社会福祉法人等、運営主体となる組織への働きかけ
- ・家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、共同生活援助（グループホーム）の整備促進や短期入所の充足促進
- ・計画相談支援等、個別の相談支援計画対象者の大幅な増加に対応する相談支援体制の整備
- ・ホームヘルパーや施設職員等の資質向上のための研修機会の確保
- ・虐待対策のためのネットワークの構築と通報窓口の整備
- ・成年後見制度の活用促進を図るとともに広く市民への制度周知

(7) 障害福祉サービスの見込量の一覧

前述した平成27年度から平成29年度までの第4期計画の障害福祉サービス及び地域支援事業の見込量を、以下に一覧表で示します。

■障害福祉サービス見込量の一覧

※数値は1月あたり

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
訪問系	居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護 重度障害者等包括支援	1,600	時間	1,650	時間	1,700	時間
		42	人分	44	人分	46	人分
日中活動系	生活介護	2,400	時間	2,500	時間	2,600	時間
		120	人分	125	人分	130	人分
	自立訓練（機能訓練）	22	人日分	22	人日分	22	人日分
		1	人分	1	人分	1	人分
	自立訓練（生活訓練）	80	人日分	100	人日分	140	人日分
		4	人分	5	人分	6	人分
	就労移行支援	60	人日分	100	人日分	140	人日分
		3	人分	5	人分	7	人分
	就労継続支援（A型）	240	人日分	280	人日分	320	人日分
		20	人分	22	人分	24	人分
	就労継続支援（B型）	2,300	人日分	2,400	人日分	2,400	人日分
		115	人分	120	人分	120	人分
	療養介護	6	人分	6	人分	6	人分
	短期入所	70	人日分	84	人日分	105	人日分
		10	人分	12	人分	15	人分
居住系	共同生活援助（GH）	55	人分	60	人分	65	人分
	施設入所支援	86	人分	85	人分	84	人分
相談支援	計画相談支援	45	人分	50	人分	55	人分
	地域移行支援	10	人分	10	人分	10	人分
	地域定着支援	10	人分	10	人分	10	人分
障害児支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	300	人日分	300	人日分	300	人日分
		65	人分	65	人分	65	人分
	医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	障害児相談支援	10	人分	15	人分	15	人分
	障害児入所施設（福祉型・医療型）	0	人分	0	人分	0	人分

注) 二段に表記してある数値は、上段が延べ利用人数（延べ利用時間）、下段が利用人数

■地域生活支援事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	2箇所	2箇所	3箇所
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	0	0	1人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	40人	40人	40人
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	8人	8人	9人
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	5件	5件	5件
自立生活支援用具	給付等見込件数	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	15件	15件	15件
排泄管理支援用具	給付等見込件数	80件	80件	80件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	3件	3件	3件
移動支援事業	実利用見込者数	14人	14人	14人
	延利用見込時間数	600時間	600時間	600時間
地域活動支援センター	実施見込箇所数	0	0	1箇所
	実利用見込者数	0	0	10人
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	4人	6人	6人
更生訓練費給付事業	実利用見込者数	0	0	0
日中一時支援事業	実利用見込者数	8人	10人	12人
	延利用見込日数	500日	550日	600日
スポーツレクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用見込者数	1件	1件	1件

(8) 双葉郡から田村市内に避難中の障害児者に関する第4期障害福祉計画の対応等について

平成27年3月現在、双葉郡内の障害者支援施設（入所）2事業所、グループホーム（共同生活援助）1事業所が市内の応急仮設施設で今なお、避難生活を余儀なくされています。

双葉地方地域自立支援協議会から、受け入れ自治体に対し、避難中の障害児者の情報提供とともに、障害福祉計画に避難住民を加味するよう要望がありました。

避難住民の人数や給付の状況等を勘案したうえで、本市では次のとおり対応します。

1. 障害福祉サービス

市内の応急仮設施設に避難されている障害児者が利用する障害福祉サービスについては、住所がある双葉郡内の市町村が支給決定等及び給付の実施主体となっています（居住地特例）。

よって、本市が障害福祉サービス費等を負担する必要がないことに加え、避難住民の人数も本市障害福祉サービス利用者に対して僅少であることから、障害福祉計画の目標値等には加味しないこととしました。

2. 地域生活支援事業

なお、地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上も規定は設けられておらず「それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。」とあり、実質的には支給決定等及び給付の実施主体は障害福祉サービス同様、避難元の市町村となります。

したがって、障害福祉計画の目標値等には加味しませんが、避難住民から本市地域生活支援事業の各サービスの利用意向があった場合には、心身の状況等を勘案しつつ柔軟に対応します。